

特別支援学級・特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の支援の充実に関する研究 「個別の教育支援計画」の策定と活用

鎌田 典子*

伊藤 友紀**

柏木 拓也*

太田千佳子**

目 次

本研究を活用するために	25
I 「個別の教育支援計画」について	26
1 「個別の教育支援計画」の意義	27
2 「個別の教育支援計画」の概要	27
3 「個別の教育支援計画」の策定に至る経緯	28
4 「個別」を支えるその他の計画	28
5 北海道の「個別の教育支援計画」の策定状況と課題	29
6 北海道の「個別の教育支援計画モデル」様式	29
II 「個別の教育支援計画」の策定と活用について	30
1 策定と活用のサイクル	30
2 策定と活用のポイント	
(1) 重要な支援者！積極的な保護者の参画を	34
(2) 関係機関の連携で有効な支援を	36
(3) 共有してこそ個人情報	38
(4) 未来につながる授業づくりを	40
(5) 交流及び共同学習で共生社会の礎を	42
(6) 縦のつながりで一貫した支援を	44
III 「個別の教育支援計画」を活用した取組の実際	46
1 「個別の教育支援計画」の策定と支援の開始、評価までの例	46
2 「個別の教育支援計画」を生かした授業の取組の例	48
3 卒業に向けて「個別の教育支援計画」を活用した取組の例	50
4 高等学校での「個別の教育支援計画」の策定と活用の例	52
引用文献・参考文献	54

* 肢体不自由・病弱教育室 ** 情緒障害教育室

研究の概要

研究の趣旨

平成14年12月、「障害者基本計画」において、障害のある子ども一人一人のニーズに応じてきめ細かな支援を行うために、乳幼児期から学校卒業後まで一貫して計画的に教育や療育を行うことが示された。平成15年の「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」では、特別支援教育を推進する重要な方策の一つとして「個別の教育支援計画」が挙げられている。現在、「個別の教育支援計画」は、特別支援学校で策定され、小・中学校等でも策定の広がりを見せている。平成19年4月、改正学校教育法が施行され、特別支援教育が新たなスタートをした中、「個別の教育支援計画」をツールとした特別支援教育のより一層の充実が望まれる。

そこで、本研究では乳幼児期から学校卒業後まで一貫して的確な支援を提供するためのツールとしての「個別の教育支援計画」を、特別支援学校に加え、特別支援学級、さらに幼稚園、小・中学校の通常の学級、高等学校等においても有効に活用していくための策定や活用の方法の検討を行い、「個別の教育支援計画」が一人一人のニーズに応じた指導・支援の改善・充実につながることを目指した。

研究の目的

障害のある幼児児童生徒が長期的で一貫した、適切な指導と必要な支援を受けることができるように、「個別の教育支援計画」をより有効に機能させるための、策定のポイントや活用の在り方について明らかにする。

研究の内容・方法

1 研究の内容

- (1) 特別支援学校における活用の状況を踏まえ、策定時や有効に活用するためのポイントを具体化する。
- (2) 特別支援学校における策定及び活用に関する事例を収集・考察し、幼稚園(保育園)、小・中学校、高等学校等も含めた「個別の教育支援計画」の策定のポイントを明らかにする。

2 研究の方法及び経過

本研究は平成18年4月から平成20年3月(2年間)までの期間、次の方法により実施した。

- (1) 文献調査
 - ア 道内外の特別支援学校における「個別の教育支援計画」の策定と活用の現状についての把握
 - イ 「個別の教育支援計画」の策定と活用に関する先行研究及び文献研究
- (2) 事例検討
 - ア 特別支援学校・特別支援学級における「個別の教育支援計画」を活用した連携状況の調査・分析
 - イ 特別支援学校・特別支援学級における「個別の教育支援計画」の策定や活用に関する事例の収集・考察
 - ウ 高等学校における「個別の教育支援計画」の策定の手順

研究の成果

- 1 道内の「個別の教育支援計画」の策定の状況・課題を明らかにした。
- 2 「個別の教育支援計画」の策定と活用の在り方を6つのポイントで整理した。
- 3 「個別の教育支援計画」の策定と活用のポイントや事例の検討を通して、その在り方について明らかにした。

■ 本研究を活用するために ■

I

「個別の教育支援計画」について

「個別の教育支援計画」の意義や概要、北海道内の策定状況と課題等について整理しました。

II

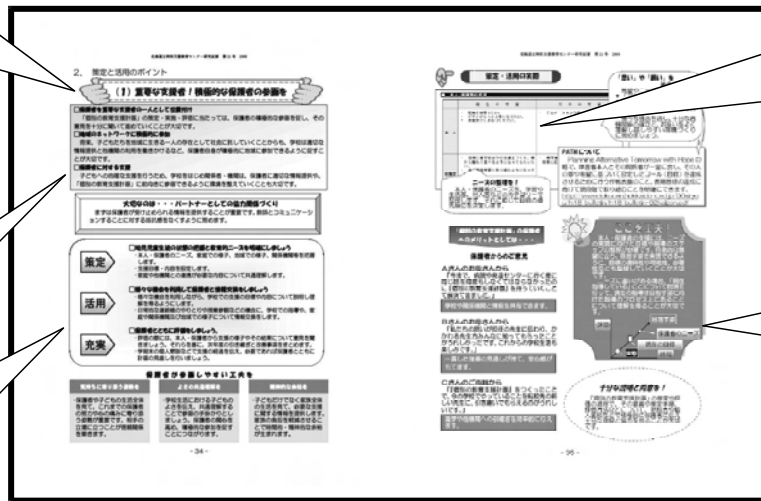
「個別の教育支援計画」の策定と活用について

「個別の教育支援計画」の策定と活用の在り方を6つのポイントから整理しました。

①「個別の教育支援計画」の策定と活用をより充実させるためのポイントを示しています。

②充実させるためのポイントの解説を示しています。

③「策定」「活用」「充実」のそれぞれの段階でポイントを整理しています。



④モデルを実際に示しながら、策定より活用に結びつきやすいポイントを示しています。

⑤活用を促すための工夫点を示しています。

III

「個別の教育支援計画」を活用した取組の実例

●初めて策定にかかわる方へ

→ (1) 「個別の教育支援計画」の策定と支援の開始から評価まで

●更なる活用を望む方へ

→ (2) 「個別の教育支援計画」を生かした授業の取組の例

●就労・進学を控えたケースを担当される方へ

→ (3) 卒業に向けて「個別の教育支援計画」を活用した取組の例

●高等学校において、支援を必要とする生徒を担当される方へ

→ (4) 高等学校での「個別の教育支援計画」の策定と活用の例

I 「個別の教育支援計画」について

「個別の教育支援計画」とは、障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下に、医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために、障害のある幼児児童生徒一人一人について策定した支援計画です。

北海道では、平成 17 年 4 月、北海道教育委員会より「個別の教育支援計画モデル」が提示されました。

「個別の教育支援計画」を策定・活用することによって・・・

本人・保護者にとって

- ・ 一人一人の指導や支援の目標、内容が明確化される。また、将来的な支援の見通しをもつことができる。
- ・ 学校生活の支援だけでなく、医療、保健、福祉、労働等の様々な立場の人や機関が共通の認識をもつことにより、連携した支援を受けることができる。
- ・ 就学前から、小・中学校、高等学校、さらにその後の教育や就労など、生涯にわたる見通しをもった一貫した指導や支援を継続的に受けることができる。

学校や担任にとって

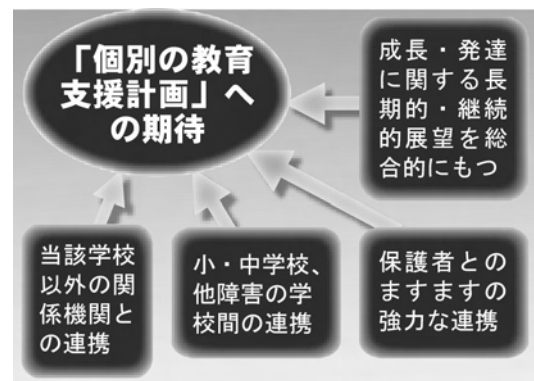
- ・ 幼児児童生徒の障害の程度や実態、支援内容などについて、支援機関から様々な助言や情報が得られる。
- ・ 幼児児童生徒について、将来を見通した支援を考えることができる。
- ・ 幼稚園や学校の役割、指導や支援内容を明確にすることができる。
- ・ 幼児児童生徒の指導について、様々な関係者や支援機関と連携しながら、個に応じた指導を充実させることができる。

支援機関にとって

- ・ 幼児児童生徒の学校での様子や情報が得られ、計画の明確化や支援内容の具体化を図ることができる。
- ・ 学校と連携することにより、適切で効果的な支援を行うことができる。

このように、「個別の教育支援計画」を策定することは、幼児児童生徒の指導を充実させる上で様々な利点があることが分かります。また、策定だけにとどまらず、その利点を最大限に発揮するためにも、より一層の活用が望まれるところです。

この研究では、幼児児童生徒へ一貫して的確な支援を提供するための重要なツールとして「個別の教育支援計画」を積極的に活用していくための方策を明らかにすることを目指しています。



1 「個別の教育支援計画」の意義

障害のある人が、地域で生活し社会参加をしていくためには、多くの関係者や関係機関による生涯にわたる支援が必要となります。

「個別の教育支援計画」は、地域で生活する一人一人の障害のある人を取り巻く関係者や関係機関が、長期的な視点で一貫した支援を行うためのツール（道具）です。

これまで保護者が中心となって行った各機関との連携の取組を、学校など教育機関を中心にして保護者、関係機関が連携して計画を立て、役割分担をしながら支援をします。トータルプランとしての「個別の教育支援計画」を踏まえ、教育的支援を充実させていくことが重要です。

2 「個別の教育支援計画」の概要

策定の目的

幼児児童生徒一人一人には、地域社会での生涯にわたって途切れることのない生活があり、その中に一人一人にとってのニーズがある。こうしたニーズは、生活全体にかかわる多角的な視点で把握することが何よりも大切である。

また、学校が教育について責任を果たすように、地域社会には様々な役割を担う関係機関があり、一人一人のニーズに的確に対応するためには、それらが互いに手をつないでネットワークシステムを作り上げ、それを実際に活用し充実させていくことが必要である。

このため、幼児児童生徒一人一人が、地域社会の中で生き生きと自立した生活を送るために必要とする支援を明らかにし、保護者を含めた支援者（機関）が、具体的な支援の指針や方策を共有して支援するための中核的なツールとして、「個別の教育支援計画」を策定するものである。

策定の対象

策定の対象は、障害のある幼児児童生徒で、本人・保護者が申し出た者及び学校等の関係機関が支援の必要性に気付く、本人・保護者が同意した者とする。障害の範囲は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱、言語障害、情緒障害、発達障害とする。

なお、障害について医師の診断や専門家による判断がない場合でも、策定の対象となる。

また、計画の策定に係る本人・保護者の申し出や同意は、書面により明らかにする必要がある。

学校は、本人・保護者から計画策定の申し出や同意が得られた場合は、速やかに計画を策定することが大切である。

内容

- ・ 一人一人のニーズ
- ・ 支援の目標
- ・ 支援の内容
- ・ 支援を行う者・機関
- ・ 評価・改訂・引継ぎ

3 「個別の教育支援計画」の策定に至る経緯

「個別の教育支援計画」の策定に当たっては、次のような検討や策定の背景があります。障害のある幼児児童生徒を、地域社会に生きる個人として、社会全体として支援していくという考えを背景に、一人一人のニーズに対応するために、地域社会の支援体制の中で生涯にわたる支援をすることを考える基本としています。

「21世紀の特殊教育の在り方について(最終報告)」(H13.1)
「教育、福祉、医療、労働などが一体となって、乳幼児から学校卒業後まで障害のある子ども及びその保護者などに対する相談及び支援を行う体制を整備する」

「障害者基本計画」「重点施策実施5ヵ年計画」(H14.12)

「障害のある子どもの発達段階に応じて、関係機関が適切な役割分担の下に、一人一人のニーズに対応して適切な支援を行う計画(個別の支援計画)を策定して効果的な支援を行う」
「盲・聾・養護学校において個別の支援計画を平成17年度までに策定する」

「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」(H15.3)

- 特別支援教育を推進する上での基本的な仕組みとして
- ①一人一人の障害のある幼児児童生徒への支援の内容を明確にした「個別の教育支援計画」の策定
 - ②関係機関の連携のキーパーソンとして「特別支援教育コーディネーター」の指名
 - ③都道府県内の関係部署が円滑な連携を行うための「広域特別支援連携協議会」の設置

関係機関との連携を図った「個別の教育支援計画」の策定と活用

(H19.4 「特別支援教育の推進について(通知)」より)

特別支援学校においては、長期的な視点に立ち、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した教育的支援を行うため、医療、福祉、労働等の様々な側面からの取組を含めた「個別の教育支援計画」を活用した効果的な支援を進めること。

また、小・中学校等においても、必要に応じて、「個別の教育支援計画」を策定するなど、関係機関と連携を図った効果的な支援を進めること。

4 「個別」を支えるその他の計画

「個別の支援計画」

- ・平成14年12月に策定された「障害者基本計画」(内閣府)において、障害者については、乳幼児期から生涯にわたり一貫して、教育、福祉、医療、労働等の関係機関が連携して一人一人のニーズを把握した個別の支援計画を策定して効果的な支援を行うことが示されています。
- ・主として学齢期において「個別の支援計画」を学校等の教育機関が中心となって策定するものを「個別の教育支援計画」と呼びます。

「個別の指導計画」

- ・一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かい指導を行うために、教育課程や指導計画、「個別の教育支援計画」等を踏まえて、自立活動や重複障害者の指導の際に作成するなど、一人一人の特別の教育的ニーズを把握して、より具体的に個々の指導の方法や内容を盛り込んで作成される指導計画です。
- ・教育だけでなく、いろいろな関係機関の支援内容を含んだ「個別の教育支援計画」を踏まえて、学校において指導のための「個別の指導計画」を作成することになります。

「個別の移行支援計画」

- ・学校卒業後の就労や福祉施設入所等の進路全体を視野に入れた支援計画です。
- ・「個別の教育支援計画」と同様の趣旨で、生徒の進路指導の充実のために、企業や施設などとの連携のもとに本人・保護者の意向を踏まえて、卒業後の適切な支援を行うために、生徒一人一人について作成されています。

5 北海道における「個別の教育支援計画」の策定状況と課題

文部科学省の「平成18年度幼稚園、小学校、中学校、高等学校等におけるLD、ADHD、高機能自閉症等のある幼児児童生徒への教育支援体制整備状況調査」によると、道内の小・中学校における「個別の教育支援計画」の策定状況は広がりを見せ、幼稚園や高等学校でも徐々に策定されつつある傾向にあります。

幼稚園・学校では、幼児児童生徒の状況に応じて支援会議を開いたり、関係機関と連携を図ったりするなどの支援の充実に努めています。更に「個別の教育支援計画」を活用するためには、関係機関同士のつながりをどう深めていくか、本人・保護者とどのように連携していくか、校内での共通理解をどう図るかなどの工夫が求められています。

今後は「個別の教育支援計画」の策定と併せ、「活用」に焦点を当てた取組が重要になります。

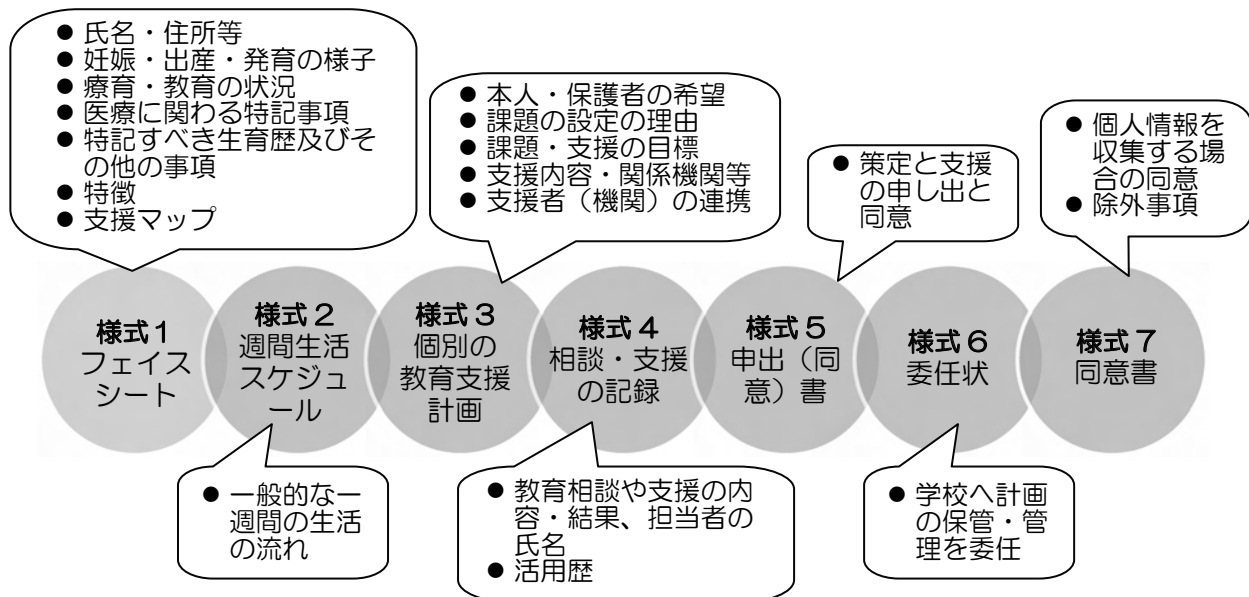
「平成18年度幼稚園、小学校、中学校、高等学校等におけるLD、ADHD、高機能自閉症等のある幼児児童生徒への教育支援体制整備状況調査」

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/19/03/07030213.htm

6 北海道の「個別の教育支援計画モデル」様式

北海道教育委員会から示された「個別の教育支援計画モデル」には次の7つの様式があります。

「個別の教育支援計画モデル」様式



「個別の教育支援計画モデル」

<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/tkk/kobetsunokyoiikusienkeikaku>

「個別の教育支援計画 FAQ」

<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/tkk/kobetunokyoiikushienkeikakuFAQ>

「個別の教育支援計画の策定と活用」

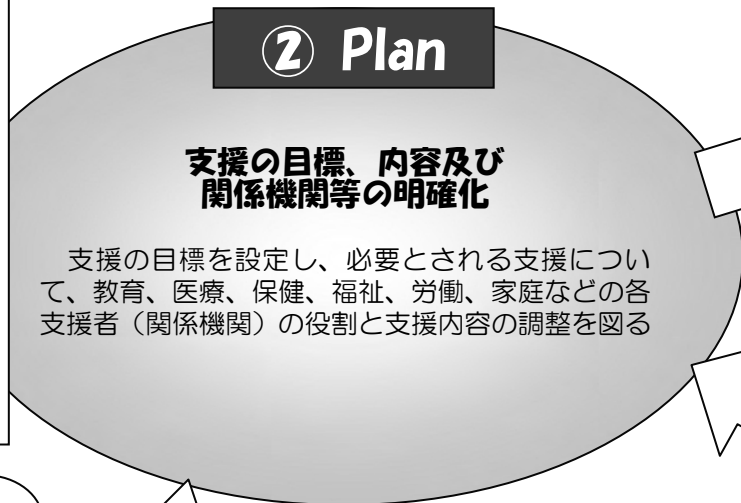
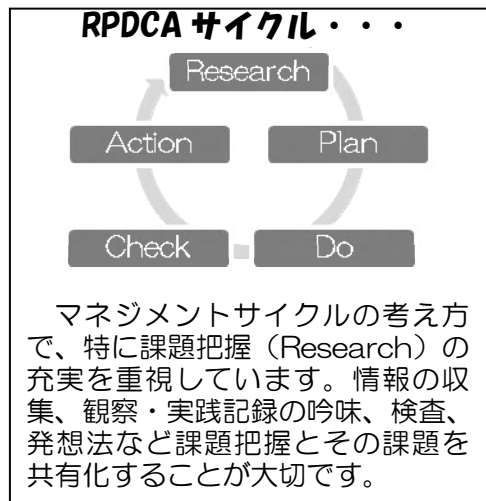
http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/tkk/kobetushien_leaflet

Ⅱ 「個別の教育支援計画」の策定と活用について

1 策定と活用のサイクル

ここでは、「個別の教育支援計画」の策定と活用に関して、マネジメントサイクルの流れをおおむね1年間の短期サイクルとして示しています。

初めて策定する場合、指導・支援を行いながら「Research」と「Plan」も進めることになります。策定後2年目以降は、必要に応じて「Research」を行うなど、このサイクルが簡略化されることがあります。また、このサイクルは連続性をもち、継続されていきます。



通常の学級では・・・
特別な教育的支援が必要とされる場合は、小・中学校の通常の学級においても「個別の教育支援計画」の策定は可能となります。担任だけではなく校内体制で支援していくことが大切です。

新入生は4月からスタートです！



① Research

幼児児童生徒に関する実態把握

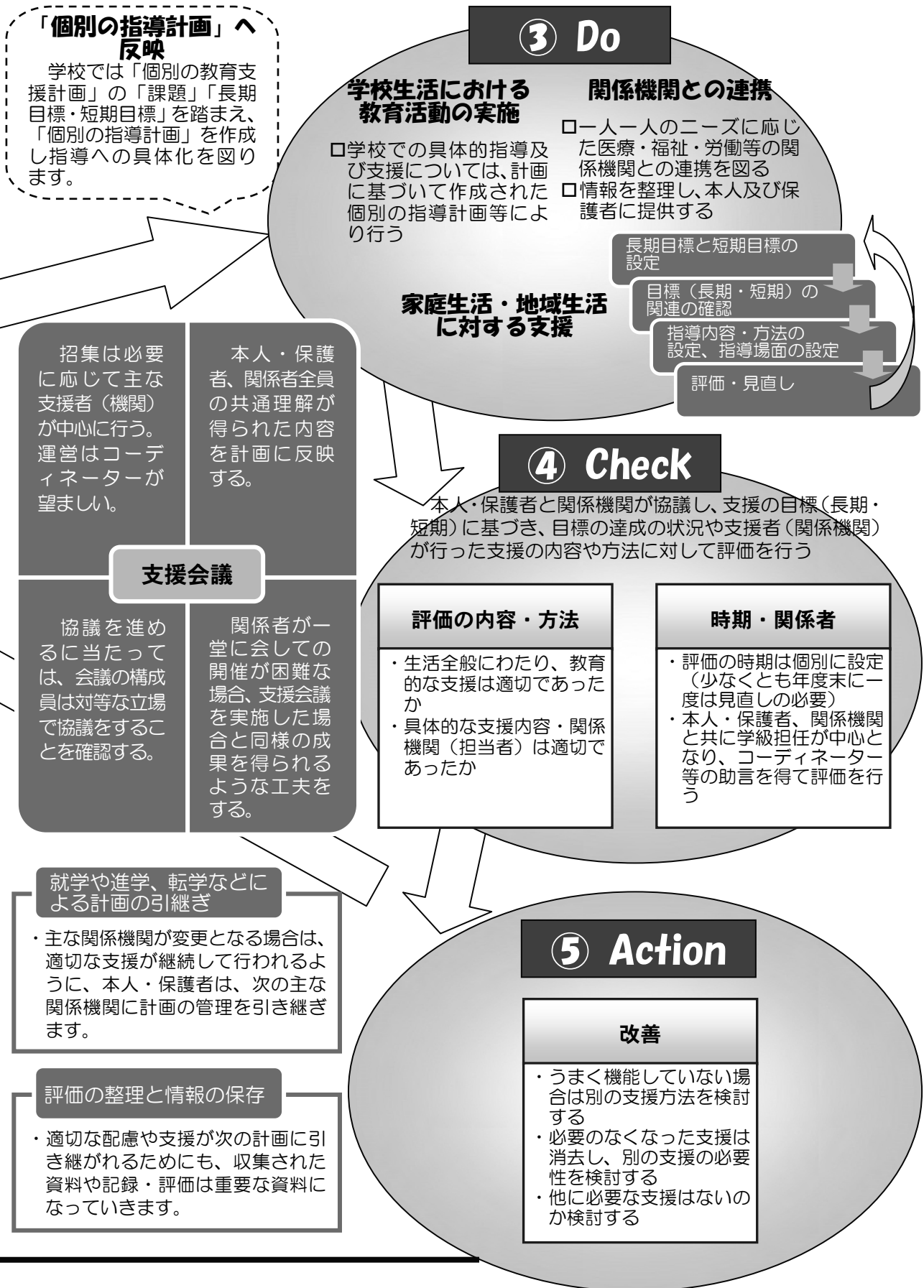
- 本人・保護者や関係機関と共に情報を把握する
- ☐ 本人の状況（障害や発達、学習の状況）
 - ☐ 本人を取り巻く環境（家族や支援者の状況）
 - ☐ 本人及び周辺の課題
 - ☐ 現在及び将来の生活についての希望
 - ☐ 援助資源の整理
 - ☐ 支援マップ 等
- *学校においては、学級担任やコーディネーター等が行う
- *引継ぎ資料（就学前に作成された個別の支援計画等）がある場合は、それを活用する

策定上の留意事項

策定担当者及び関係機関等については、在学中は学校が中心となって策定します。特別支援学級においては特に児童生徒の指導を担当する教員が中心となり、コーディネーターや校内委員会の協力を得て保護者と共に策定します。

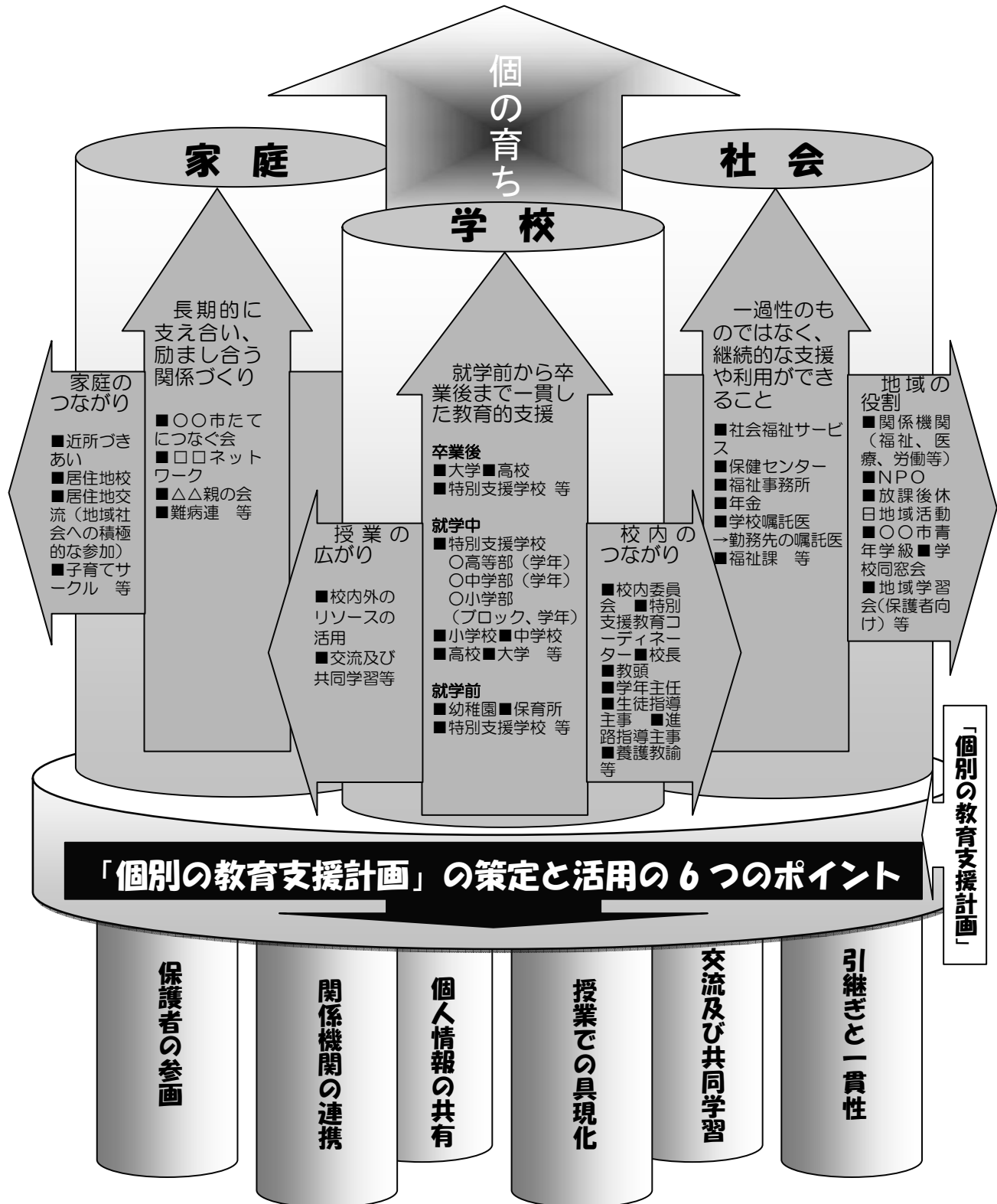
支援の内容については、地域における支援体制の現状等に応じて、福祉・労働等各分野による役割分担の在り方や具体的支援の内容が様々であることから、現状を踏まえ、適切に一人一人のニーズに応じた計画を策定することが重要です。

評価・改善を受け、計画を見直す際に、必要に応じて「Research」を行い、最新の情報に更新していくことが大切です。



障害のある幼児児童生徒の「個の育ち」を支えるためには「学校」「家庭」「社会」が連携を図った指導や支援を行わなければなりません。「学校」「家庭」「社会」それぞれに、将来に向けて一貫した「縦のつながり」と現在の生活の広がりをもたせる「横のつながり」が考えられます。「学校」「家庭」「社会」のもつ「縦と横のつながり」を、それぞれ関連させ結びつけるツールが「個別の教育支援計画」といえます。

この「個別の教育支援計画」を支えていくのが、次に示す策定と活用の6つのポイントになります。



策定と活用の6つのポイントとは・・・

「個別の教育支援計画」は、本人・保護者が主体的に活用することを原則としていますが、実際に策定する際や支援会議を行う場合の関係機関との連絡・調整などは、特別支援学校をはじめ教育機関が担うことになります。そのため、保護者や関係機関と連携や引継ぎを行う際に「個別の教育支援計画」だけではなく、教育機関の担当者と本人・保護者、関係機関の担当者とのつながりがより一層重要になります。

次ページからは、「個別の教育支援計画」をより一層活用するために重要と思われる項目について、6つの視点から策定と活用のポイントをまとめました。今必要と思われるポイントやさらに活用したいという部分について、ページごとに確認して下さい。

策定と活用のポイント		各ポイントの内容	
保護者の参画	▶	重要な支援者！積極的な保護者の参画を 保護者は最も重要な支援者の一人であり、「個別の教育支援計画」の策定・実施・評価・改善の全てに参画します。	34 ページへ
関係機関の連携	▶	関係機関の連携で有効な支援を 幼児児童生徒の生活エリアを中心とした関係機関を把握します。相互の専門性と活動分野に対する理解の基に、役割を明確化します。	36 ページへ
個人情報の共有	▶	共有してこそ個人情報 「個別の教育支援計画」はそれ自体が個人情報です。保管や管理に十分注意をしながら、円滑な連携に努めます。	38 ページへ
授業での具現化	▶	未来につながる授業づくりを 「個別の教育支援計画」を踏まえ、「個別の指導計画」を作成します。目標や支援の一貫性を保ち、授業で具現化を図ります。	40 ページへ
交流及び共同学習	▶	交流及び共同学習で共生社会の礎を 現在の生活の広がりや、将来地域の中で生活していく「共生社会」の実現に向けて交流及び共同学習を一層推進します。	42 ページへ
引継ぎと一貫性	▶	縦のつながりで一貫した支援を 乳幼児期から学校卒業後まで一貫した指導や支援を受けられるよう、方針や内容などを「個別の教育支援計画」をツールとして引き継ぎます。	44 ページへ

2 策定と活用のポイント



- 保護者を重要な支援者の一人として位置付け**
「個別の教育支援計画」の策定・実施・評価に当たっては、保護者の積極的な参画を促し、その意見を十分に聞いて進めていくことが大切です。
- 地域のネットワークに積極的に参加**
将来、子どもたちを地域に生きる一人の存在として社会に託していくことから、学校は保護者に適切な情報提供と関係機関の利用を働きかけるなど、保護者自身が積極的に地域に参加できるように促すことが大切です。
- 保護者に対する支援**
子どもへの的確な支援を行うため、学校をはじめ関係者・関係機関は、保護者に適切な情報提供や、「個別の教育支援計画」に前向きに参画できるように環境を整えていくことも大切です。

大切なのは・・・パートナーとしての協力関係づくり
まずは保護者のニーズを把握した上で必要な情報を提供することが重要です。そのためには、保護者が話しやすい雰囲気づくりに努めます。

策定	□幼児児童生徒の状態の把握と教育的ニーズを明確にしましょう ・本人・保護者のニーズ、家庭での様子、地域での様子、関係機関等を把握します。 ・支援目標・内容を設定します。 ・家庭や関係機関との連携が必要な内容について共通理解します。
活用	□様々な機会を利用して保護者と情報交換をしましょう ・様々な機会を利用しながら、学校での支援の目標や内容について説明し理解を得るようにします。 ・日常的な連絡帳のやりとりや授業参観などの機会に、学校での指導や、家庭や関係機関及び地域での様子について情報交換をします。
充実	□保護者と共に評価をしましょう。 ・評価の際には、本人・保護者から支援の様子やその結果について意見を聞きましょう。それらを基に、次年度の引継ぎと改善事項をまとめます。 ・学期末の個人懇談などで支援の経過を伝え、必要であれば保護者と共に計画の見直しを行いましょう。

保護者が参画しやすい工夫を

気持ちに寄り添う姿勢を	子どものよさの共通理解を	精神的な余裕を
・保護者や子どもの生活全体を見て、これまでの保護者の努力や心の痛みに寄り添う姿勢が重要です。相手の立場に立つことが信頼関係を築くことにつながります。	・学校生活における子どものよさを伝え、共通理解することで参画の手掛かりとしましょう。保護者の関心を高め、積極的な参加を促すことにつながります。	・子どもだけでなく家族全体の生活を見て、必要な支援に関する情報を提供します。家族の負担を軽減させることで時間的・精神的な余裕が生まれます。



策定と活用

● 本人・保護者の希望

	現在の希望	将来の希望
本人	- 勉強を頑張りたい。 - ピアノがもっと上手になりたい。 - 友達をたくさんつくりたい。	アニメーション作家になりたい。
保護者	- 地域に盲学校以外の友達をつくり、親から離れて遊べるようになってもらいたい。 - 自宅学習に取り組むようになって	高等盲仕事に就

ニーズの整理を！

本人・保護者のニーズを、学習や生活面、対人面などのカテゴリーで整理します。それに応じて目標の優先順位を決定します。

「思い」や「願い」をそのままに！

希望やニーズの把握には、
 ● 「アンケート」の利用
 ● 話合いに「PATH」を利用
 ● 懇談だけでなく、日常的な情報交換等
 様々な機会を通し、十分な信頼関係の確立と、お互いをよく理解し話しやすい環境づくりに努めましょう。

PATHについて(P.46 参照)

Planning Alternative Tomorrow with Hope の略で、障害者本人とその関係者が一堂に会し、その人の夢や希望に基づいて設定したゴール（目標）を達成させるために行う作戦会議のことです。長期目標の達成に向けて現段階で取り組むことを明確にできます。

http://www.tokucen.hokkaido-c.ed.jp/06siryu/h18_bulletin/h18_bulletin-02kaizen.pdf

「個別の教育支援計画」の保護者へのメリットとしては・・・

保護者からの意見

Aさんのお母さんから

「今まで、病院や発達センターに行く度に同じ話を何度もしなくてはならなかったのですが『個別の教育支援計画』を見てもらうことで解決できました。」

学校や関係機関と情報を共有できます。

Bさんのお母さんから

「私たちの思いが担任の先生に伝わり、かわる先生方みんなに知ってもらったことがうれしかったです。これからの学校生活も楽しみです。」

一貫した指導の見通しがもて、安心感もてます。

Cさんのお両親から

「『個別の教育支援計画』をつくったことで、今の学校でやっていることを転校先の新しい先生に、引継いでもらえるのがうれしいです。」

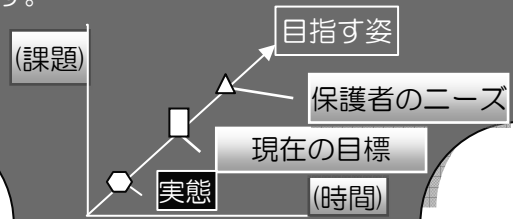
進学や他機関への引継ぎを効率的に行えます。



ここを工夫！

本人・保護者の支援には、ニーズの実現に向けた目標や指導のステップの整理が必要です。将来的な展望に立ち、目指す姿を実現できるように、目標の適時性や可能性、必要性なども整理していくことが大切です。

ニーズに違いがある場合、「現在指導している」ことについて説明を行って、現在の指導は目指す姿に向けた指導のプロセス上にあることについて理解を得ることが大切です。



十分な説明と同意を！

「個別の教育支援計画」の策定や評価の過程で、その意義や策定手順、評価方法などについて、懇談会や個人面談などで積極的に保護者に伝え、十分な理解と協力を得ることが大切です。

(2) 関係機関の連携で有効な支援を

□既存のネットワークの利用

既に関係機関で「個別の支援計画」等が作成されている場合は、そのネットワークを利用し、一体となった支援体制をつくることで、支援を継続していきましょう。

□関係機関との連携のかぎは「共通の言葉」

学校以外の関係機関と連携を図るには、相手の立場に立ったコミュニケーションが大切です。専門的な用語は、その言葉の意味や用法を確認したり、使用を控えたりするなどの配慮が会議をスムーズに進めることにつながります。

□活用可能な機関を紹介

個々のニーズに応じた支援の目標や内容に応じて、関係機関に広がりをもたせましょう。また、相談できる機関として近くの特別支援学校や、活用できる機関を積極的に見つけ、保護者に紹介しましょう。

策定

□支援内容や関係機関を明確にしましょう

- ・アンケートや懇談を通じ、本人が受けている支援の状況を把握します。
- ・本人の生活全般にわたって、具体的な支援内容や関係機関を保護者と共に決定し、「個別の教育支援計画」に明確に示します。

活用

□家庭や地域における生活を充実させるための支援を行いましょう

- ・一人一人のニーズに応じた支援を、医療・福祉・労働などの関係機関との連携を図りながら行うとともに、関係機関からの情報を整理し、必要な情報を本人及び保護者に提供します。

充実

□具体的な支援の内容や関係機関は適切であったかを評価しましょう

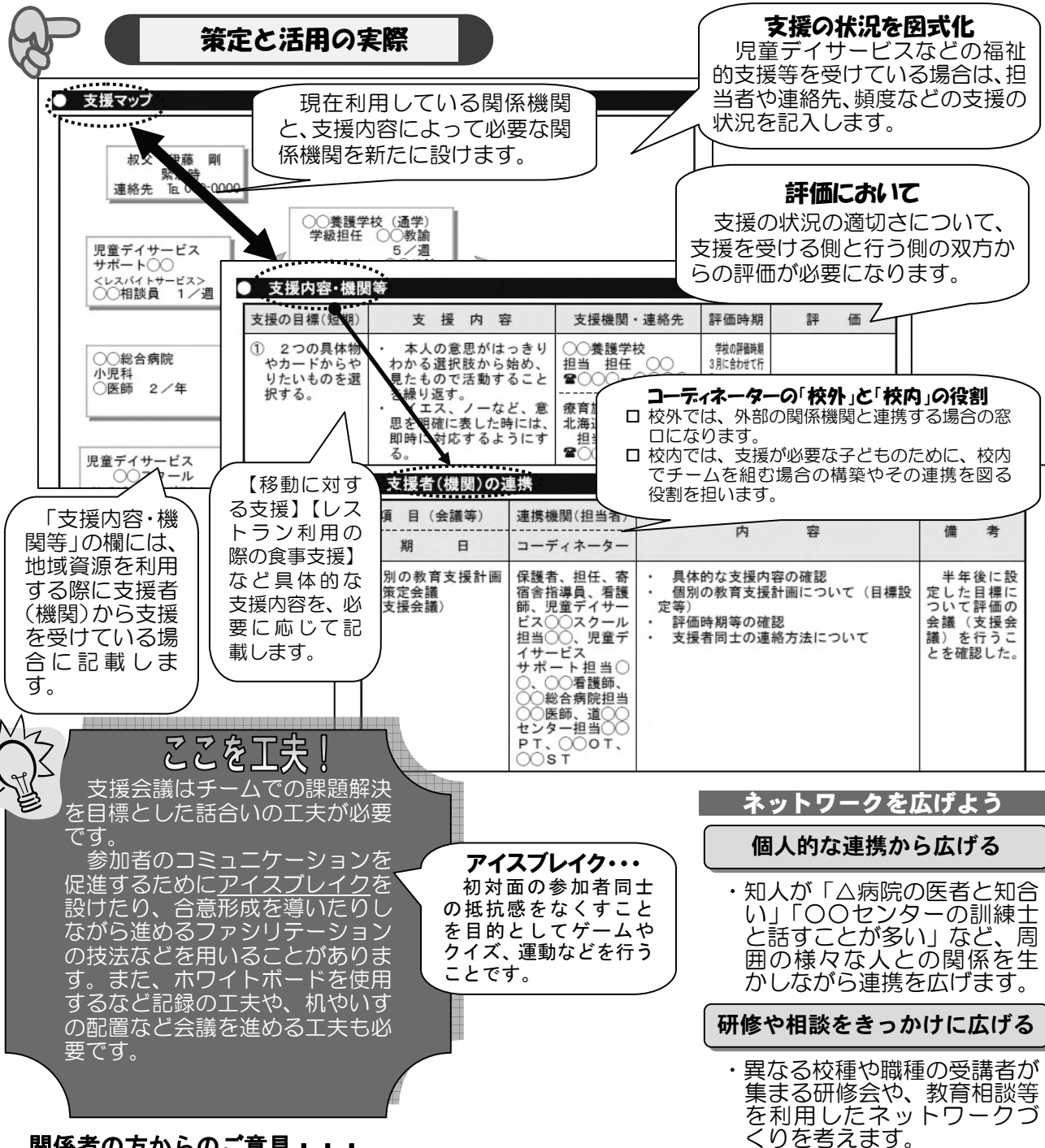
- ・具体的な支援内容や関係機関は適切に機能しているか評価します。十分に機能していない場合は別の支援方法を検討します。また、支援内容の適時性や妥当性なども検討しましょう。

支援会議は一人一人に応じて実施しましょう

様々な事情により支援にかかわる関係者・関係機関が一堂に会して支援会議が行えない場合もあります。そのようなときは、支援会議を実施した場合と同様の支援を実施できるように、協議の方法を工夫することが必要です。

関係者全員が参加できない!?

- 参加できない関係機関とあらかじめ連絡を取り、必要な情報を得て、支援会議の結果を再度連絡する。
- 本人・保護者と参加できる関係機関と数回に分けて支援会議を実施する。
- 参加できる関係機関で協議し、その後、欠席した関係機関へ協議の結果を伝え、全員が参加した場合と同様の連携を図る。



関係者の方からのご意見・・・

A 病院では

- ・ 初診時に持参した「個別的教育支援計画」を確認することにより、その児童を支援している関係機関を知ることができ、聞きとりもスムーズに行えました。また、保護者にとっても、負担が軽減し、正確な情報を伝えることができました。

B 学校では

- ・ コーディネーターが声がけをし、△△センターの理学療法士も参加した支援会議を開催しました。その結果、理学療法士の専門的な意見が「個別の指導計画」に反映され、授業に生かすことができました。

C 療育センターでは

- ・ 支援マップを確認したことにより、担当する児童の関係機関や支援内容が理解できました。保護者も指導内容が書面に書かれているので一貫して継続した指導を受けることができ安心できました。

(3)共有してこそ個人情報

□関係機関が情報を共有することが大切

「個別の教育支援計画」は、学校が中心となり、本人・保護者と相談しながら策定するものです。本人・保護者の了解のもとに、関係機関の支援に関する情報を蓄積し、共有してこそ「個別の教育支援計画」の活用が促進されます。

□校内のルールづくりが重要

「個別の教育支援計画」を策定・活用する上で知り得た情報の保管や取扱い、引継ぎなどについて、学校内はもちろん関係機関も含め、協議し取り決めておくことが重要です。また校内で保管が必要になった場合の管理の仕方も確認が必要です。

□本人・保護者の安心感

「個別の教育支援計画」を策定し、関係機関と個人情報を共有した部分や連携した内容を、本人・保護者へ伝えることが、幼稚園・学校、関係機関との信頼感や安心感につながります。

策定

□本人・保護者の同意を得て情報収集をしましょう

・「個別の教育支援計画」について、保護者会などを利用し、策定のメリットの説明を行います。併せて個人情報の保護や管理、進学や転校の際の引継ぎについても理解を促す必要があります。個人情報の収集や提供を行う際には事前に保護者から同意を得てから行いましょう。

活用

□情報の共有で効率的な指導や支援をしましょう

・幼稚園や学校と関係機関で行った指導や支援内容等を共有することで、役割分担が明確になり、支援の一貫性が保たれ、目標に即した効率的な支援を行うことができます。

充実

□年度末に情報の整理と、各機関の評価を共有しましょう

・関係機関からの情報や幼稚園・学校の指導の評価などは、年度末など一定期間ごとに整理し、情報の更新をしていきましょう。また共有した評価は、次年度に向けた指導や支援の目標の修正や見直しに役立てましょう。

パソコンやメディアの管理は大丈夫？!

情報セキュリティ対策として、ID・パスワードの適切な管理や、リムーバブルディスクやファイル・フォルダ等の暗号化があります。また、校内のセキュリティポリシーの確認やシステムのアップデート、ウィルス対策ソフトの更新などを日々心掛けることも大切です。

情報管理体制チェックリスト

基本的な対策のポイントや技術上の対策など、校内の状況を確認してみましょう。

http://www.mext.go.jp/b_menu/koukai/kojin/info/s007.htm

個人情報とは・・・

個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものを言う。「個人に関する情報」とは、氏名、住所、生年月日を始め、健康状態、病歴等の心身の状況、家庭状況、親族関係、職業、学歴、資産状況、思想、信条、信教その他一切の個人に関する情報をいいます。

幼稚園・学校では

住所録や家庭調査書など、身近な個人情報をあらためて確認しましょう。

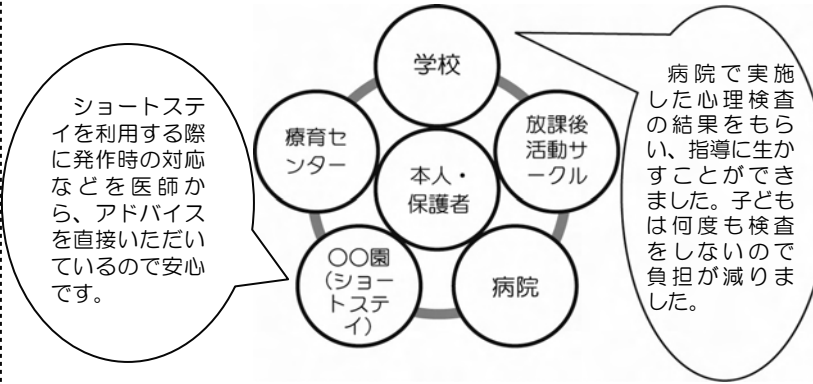
□セルフマネジメントが原則

「個別の教育支援計画」は、本人・保護者が主体的に活用すること（セルフマネジメント）が原則であるため、管理は本人・保護者が行うことが前提となります。実務上は就学中の主たる支援機関である学校の校長が委任を受けて管理し、関係機関と連携して活用するというのが一般的です。



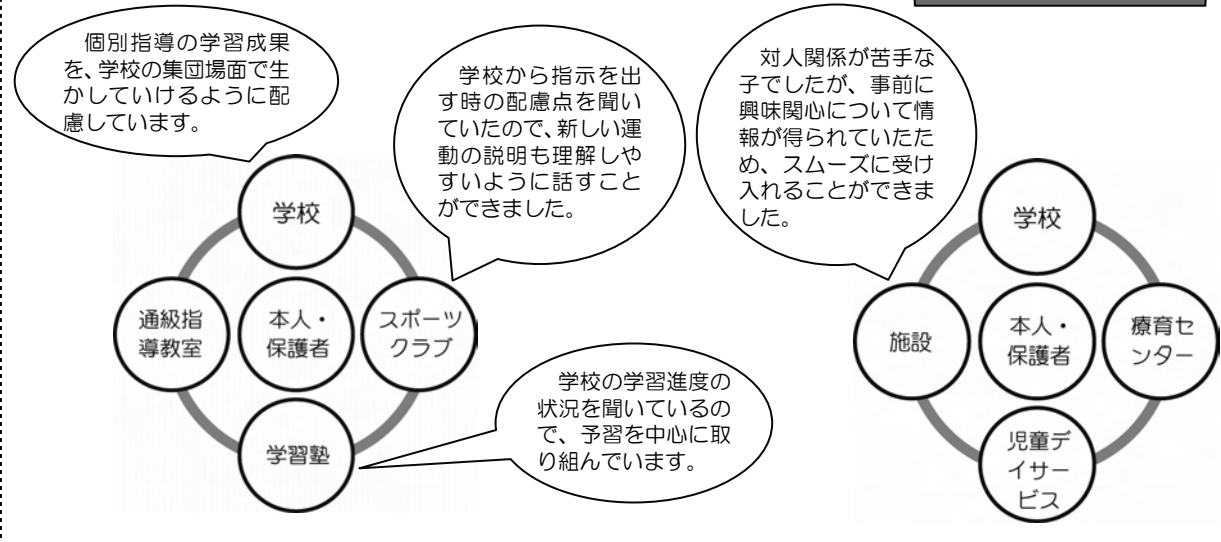
策定と活用の実際

情報の共有により、こんなメリットが生まれます・・・



ここを工夫！

関係機関から情報を得る場合には、「〇〇から(だから)△△(どんな内容)についてお話を伺ってきます」と本人・保護者に伝えることが大切です。
同意書の除外事項に記入されていないだけでも十分配慮することが必要です。
報告・連絡・相談をすることが信頼関係を築く第一歩です。



心
事
な
を
本
平

申出(同意)書
委任状
同意書

(氏名) に係る個別の教育支援計画の策定、改訂、変更があるときは、同様に係る個人情報と、書役が本人・保護者以外の者であることを収集することに同意します。
ただし、収集できる個人情報は個別の教育支援計画の策定、改訂、変更のみに限ることとし、次の事項を除くものとします。

【除外事項】

同意書の「除外事項」に記入があった場合、保護者の心情を理解しつつ、その内容については、支援会議において口頭で伝えてもらうことも可能です。

卒業時において・・・

「個別の教育支援計画」は卒業時に本人・保護者に返却します。学校は個人情報などの電子データの消去を含むメディアの処理が必要です。また、「申出書」「同意書」「委任状」は学校が適切に保管します。
また、卒業後、学校には「原本・データ」ともに残らないので保管には十分留意するよう、保護者に促すことも重要です。

「個人情報の取扱い」等について下記のリンク先を御覧ください。

- 「学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」について(H16.11 文部科学省)
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/16/11/04111602.htm
- 情報の漏えい等の防止についての関連情報
http://www.mext.go.jp/b_menu/koukai/kojin/info.htm
- 北海道個人情報保護条例(平成6年3月31日条例第2号)
<http://www.police.pref.hokkaido.jp/koukai/soumu/soumu/somu-09.htm>
- 北海道立特別支援教育センター 平成18年度研究紀要(第20号) P27
http://www.tokucen.hokkaido-c.ed.jp/O6siryu/h18_bulletin/h18_bulletin.html

(4)未来につながる授業づくりを

□授業や指導場面で目標を具現化

学習指導要領の目標や内容を踏まえ、「個別の教育支援計画」に記された本人・保護者のニーズや目標の達成に向けて、その具現化を図る場面が授業であり指導場面です。そのためにも、一人一人の特別な教育的ニーズに対応して、個々の指導の内容や方法を盛り込んだ「個別の指導計画」を作成することが重要です。

□目標の関連付けが大切

「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」、「各教科の指導計画」など、それぞれに目標が立てられています。それらの目標を関連付けることにより、指導方針の一貫性が保たれ、「個別の教育支援計画」の目標の実現に向けて、効果的な指導が行えます。

□地域と家庭への広がり

授業において、他機関と連携を必要とする場面や、分担しながら指導を効果的に進められる場面があります。目標や指導について関係機関の専門的な見地から情報や協力を得て、授業を発展させましょう。

策定

□「個別の教育支援計画」から「個別の指導計画」へ目標の一貫性をもちましょう

- ・「個別の教育支援計画」の長期目標から短期目標を設定し、その短期目標と関連付けて、「個別の指導計画」の長期目標を設定することが大切です。

活用

□授業における横のつながりをもちましょう

- ・授業を行う際に、学校周辺の施設や公共機関などの社会資源を活用することで授業に広がりがあります。また、自宅周辺の社会資源を把握し、有機的なつながりをもたせることも重要です。

充実

□一年ごと又はニーズに応じて評価と改善を行いましょう

- ・保護者や関係機関からの評価を取り入れ、一年ごとに評価を行いましょう。
- ・ニーズに応じて学校を含む関係機関が柔軟に評価することで、本人・保護者の安心感につながります。

関係機関との役割分担は「広がり」と「補完」の意味を

学校ではプールの着替えができますが、近隣のプールでは難しい状況でした。着替えの手順書を作成し、家庭やNPOの協力を得ることで外出先のプールでも着替えができるようになりました。

外食のマナーについて学校で指導しました。実際に学校で行くことは回数に限りがあるので、指導の様子を引き継ぎボランティアの方と外食に出かけました。

学校以外の機関を利用することにより、施設、人、時間などの活動の範囲が広がります。また、学校でさらに指導が必要と思われる活動も、関係機関を利用することで実現可能になります。指導や支援を双方が補完する関係が望ましいでしょう。

また、本人が生活する地域(居住地)の資源を明らかにする「生活地図」の作成も、活動の広がりを考える上で効果的です。

図書館の利用の仕方について、図書カードの作り方やマナーなどを学校で指導しました。学校の指導時間内には実際に利用する機会が限られるので、週末にデイサービスで図書館を利用し実践しました。

療育センターの訓練時間だけでは十分ではないので、学校生活の中でもプロンボードを使い姿勢保持に努めました。



策定と活用

● 本人・保護者の希望

	現在の希望	将来の希望
本人	・ 毎週末、自宅で過ごし、ゲームをしたい。	・ 家の近郊にある〇〇園に就職（施設利用）してお金をもらい、ゲームやテレビなどの家電製品を買いたい。
保護者	・ 本人の精神が安定した状態で、家庭で過ごすことができ、家族の団らんがもてるようにしたい。	・ 福祉的就労し、グループホームで生活してほしい。

「本人・保護者の希望」や本人の状況、取り巻く環境、「本人及び周辺の課題」等を踏まえ、「課題」を明確にします。

↓ 課題・支援の目標

課題	支援の目標（長期）
① 人間関係の幅を広げ、コミュニケーションをとることが必要である。	いろいろな人たちと接する機会を多くし、人間関係の幅を広めることにより、コミュニケーションスキルを高める。
② ストレスや不安を取り除き、安心して生活できる環境を用意することや活動への積極的な参加を促す。	学校、寄宿舎、家庭、福祉施設が連携し、生活の一貫性を図ることにより、不安やストレスを軽減し、積極的な学習活動を促すとともに、基本的な生活リズムを確立し、将来の社会自立（グループホームの生活）に向けた生活習慣を養う。

● 支援内容・機関等

支援の目標（短期）	支援内容	支援機関・連絡先	評価時期	評価
① 学校の日常的な生活場面で、様々な人とかわるることができる。	・ 抽象的な表現を避け、簡潔かつ明確な言葉で声かけする。	〇〇高等養護学校 学校 〇〇 寄宿舎 〇〇 電話 〇〇〇〇—〇〇〇〇	学校の評価時期（月、3月に評価する）。	
② 見通しを持った生活を送ることができる。	・ 日課表や日課の提示の仕方を工夫し、常に自ら確認しながら行動ができるようにする。 ・ 学校や寄宿舎等における活動の状況を踏まえて、医師と連携を図り、服薬による行動の改善を図る。 ・ 毎週、ショートステイを利用し、学校や寄宿舎の生活リズムを崩さず、余暇時間をゲーム以外で楽しむことができるよう	〇〇高等養護学校及び寄宿舎 学校担当 〇〇 寄宿舎担当 〇〇 電話 〇〇〇〇—〇〇〇〇 〇〇病院 担当 〇〇医師 電話 〇〇〇〇—〇〇〇〇 〇〇園 担当 〇〇 電話 〇〇〇〇—〇〇〇〇	毎週、評価する	

個別の指導計画

長期目標	短期目標	指導内容・方法	評価
● 学校の日常的な生活場面で、様々な人と関わることができる。	○ 登校時や作業時にあいさつや報告、連絡ができる。	○ 定型の表現方法を示し、言葉の模倣を促す。 → あいさつの言葉や報告の仕方などを場に応じて提示する。（朝の会、作業）	
● 見通しを持った生活を送ることができる。	○ 授業開始時間を守って、授業や活動に参加する。	○ スケジュールに合わせ（時間を守って）自分から行動する。 → 一日のスケジュールの提示。 → スケジュールに時刻を示し、時計を確認するように言葉かけをする。（朝の会、昼食時）	

作業学習指導案 平成 19 年〇月△日（2～4 校時） ■■ 実習室

学習内容	学習活動	手立て	教材・教具
整列	始業のあいさつ	・ 整列位置を具体的に示す	
作業工程の確認	・ 作業分担や時間内の予定を知る。	・ 作業グループのスケジュールや作業場所、メンバーの顔写真などを視覚的に提示する。 ・ 個々に作業分担等復唱しながら確認する。	・ グループ表 ・ 作業日程表（時刻付き） ・ 出来高表 ・ 区切り枠（5つ用） ・ タイマー
	A 君：流し込み ・ 5つ入れ終わるごとに確認（「できました」）の報告をする。 ・ 終了 15 分前で流し込みを終了し片付ける。 B 君：教師と共に ・ 流し込み枠の組立て C さん：枠外し	・ 区切り枠を用いて順に並べていくように促す。 ・ 作業日程表と時計・タイマーを用いて時間の経過を意識させる。 B：	

「個別の教育支援計画」の「本人・保護者の希望」や「特徴」を踏まえ、「支援の目標」の長期を『生活リズムの確立、社会自立に向けて生活習慣を養う』と、短期を『見通しを持った生活を送る』としました。
その目標の達成に向けて、個別の指導計画では、スケジュールの提示によって授業や活動への参加を促し、実習場面は型枠の区切り枠やタイマーなどを用いて視覚化や具体化を図りました。

家庭生活や社会生活における広がり

家庭では...

スケジュール表やタイマーを使い、登校までの朝の時間を手際よく準備することができるようになりました。

週末帰省の際も、一日の流れを視覚的に提示し寄宿舎の日課と同様に生活するようにしました。

その結果、大きく生活のリズムを乱すことなく過ごすことができました。

社会では...

週末に利用する市立体育館で、帰宅時間などが時計を見て理解できるようになってきました。また、学校の体育で取り組んだ球技を兄と一緒に楽しむことができました。

また、近所のコンビニエンスストアでは、買物リストを見ながら指示されたものを購入することができました。

(5)交流及び共同学習で共生社会の礎を

□「交流及び共同学習」

「共生社会」の実現には、それぞれの人格を尊重し、一人一人の自立を認め合うことが重要です。「交流及び共同学習」は、障害者の自立及び社会参加を目指し、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒の相互理解を促進するために行われます。

□「交流及び共同学習」から支え合う社会

障害のある幼児児童生徒が、経験を広め、社会性を養い、好ましい人間関係を育てるための学習場面として、「交流及び共同学習」の内容や方法を豊かにすることが大切です。それは、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が、共に支え合う社会の土台となると考えます。

□「交流及び共同学習」を行う意義を明確化

幼児児童生徒の将来の豊かな生活を見通した「交流及び共同学習」の意義や目的を明確にするためのツールとして、個別の教育支援計画が活用されます。

策定

□将来の地域での生活をイメージした計画を立てましょう

・本人や保護者の教育的ニーズを大切にします。そのために、本人や保護者、在籍校や相手校の担当者が十分に話し合い、具体的なねらいや方法を検討し、「交流及び共同学習」が本人や相手校の幼児児童生徒にどのようなメリットがあるのかを明確にすることが大切です。

活用

□実践を個別の指導計画でしっかり評価しましょう

・「個別の教育支援計画」の目標や支援方法を、個別の指導計画の中でさらに具体的にします。いつ、だれと、どのような活動を行うのか、「交流及び共同学習」に関わる支援者全員が理解できるように記入し、実践後は活動のねらいが達成されたかどうか評価を行うことが大切です。

充実

□地域での充実した生活を見通した活動にしましょう

・個別の教育支援計画は、本人の将来を見通しながら、支援者が計画を立てていきます。また、「交流及び共同学習」も将来の地域生活を見越した目標が設定されなければなりません。本人が将来、地域でどんな生活を希望しているのかを十分理解した上で、「交流及び共同学習」の目標を設定することが大切です。

＜関連する法案等＞

障害者基本法第14条第3項

国及び地方公共団体は、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。

障害者基本法附帯決議

障害のある児童・生徒とその保護者の意思及びニーズを尊重しつつ、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が共に育ち学ぶ教育を受けることのできる環境整備を行うこと。

障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習は、障害のある幼児児童生徒の社会性や豊かな人間性を育む上で重要な役割を担っており、また、障害のない幼児児童生徒が、障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための機会である。

このため、各学校においては、双方の幼児児童生徒の教育的ニーズに対応した内容・方法を十分検討し、早期から組織的、計画的、継続的に実施することなど、一層の効果的な実施に向けた取組を推進されたいこと。

なお、障害のある同級生などの理解についての指導を行う際は、幼児児童生徒の発達段階や、障害のある幼児児童生徒のプライバシー等に十分配慮する必要があること。

H19.4 「特別支援教育の推進について(通知)」より



策定と活用の実際

居住地校交流を行うことになったD特別支援学校のFさん

居住地校交流・・・

特別支援学校に在籍する児童生徒等と、その保護者が居住する地域の小・中学校等に在籍する児童生徒等との交流及び共同学習

D特別支援学校小学部のFさんは、「友達がたくさんほしい」と願っていました。お母さんも「幼稚園時代に仲良しだった友達と遊ばせてあげたい」と希望していました。

Fさんは、同学年の子どもとの活動が、うまくできないことが多いのを気にしており、とても消極的で、友達とのかかわりを避ける様子もみられました。

そこで、支援会議では、「Fさんの得意なピアノの演奏などを手掛かりにしながら、自信を育てることが必要」との確認がなされました。

● 本人・保護者の希望

	現在の希望	将来の希望
本人	- 勉強を頑張りたい。 - ピアノがもっと上手になりたい。 - 友達をたくさんつくりたい。	アニメーション作家になりたい。
保護者	- 地域に盲学校以外の友達をつくり、親から離れて遊べるようになってもらいたい。 - 自ら家庭学習に取り組むようになってもらいたい。 - 家の近所のスーパーや公園などに行けるようになってほしい。	高等盲学校に進学し、将来は自分に適した仕事に就き、職業的に自立してもらいたい。

お互いの学校の児童のメリットが十分に確認されることが、充実した交流の実現につながります。

D特別支援学校のFさんのメリット

生活経験が広がり、好ましい人間関係を形成する機会となります。また、集団の中で個性を発揮したり、共に活動したりすることを通して、集団生活への適応力の向上を図ります。



居住地校のE小学校児童のメリット

自分たちと障害のある児童との間に共通点を見いだしたり、障害者に対する正しい理解を深めたりして、思いやりの気持ちを持ち、自らの生き方を考えたりするなど、豊かな心を育てることができます。

● 支援内容・機関等

支援の目標(短期)	支援内容	支援機関・連絡先	評価時期	評価
① 設定された場で地域の子ともと共に遊んだり活動したりすることができる。	・ 居住地校交流を進める。	☐ 学校 担当〇〇教諭 ☐ 盲学校 担当〇〇教諭	H17年 10月	

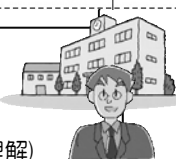


ここに工夫を!

日常的に会えないお互いの子どもの様子が分かるように、学級通信等を交換したり、活動の様子が分かる写真を掲示するのもよいでしょう。

〈D特別支援学校の具体的な動き〉

- ・ 活動日の設定
- ・ 活動予定案の作成
- ・ E小学校の児童への事前学習(障害理解)



Fさんの担任

〈E小学校の具体的な動き〉

- ・ E小学校児童にとってのメリットの確認
- ・ 活動予定案をもとに、時間割の調整
- ・ E小学校の児童生徒への事前学習と事後学習



E小学校の先生

D特別支援学校のFさんの変化

E小学校の友達の名前を覚え、会うのを楽しみにするようになりました。歌を歌う際にすずんで得意なピアノで伴奏をする様子がみられるようになりました。



居住地校のE小学校児童の変化

Fさんとの関わりをきっかけに、障害者について関心をもつようになりました。事後学習では、Fさんとかかわって分かったことを発表し合ったり、「バリアフリー」をテーマに自分たちの町を調べたりするなど、積極的に障害者理解に関する学習を行う様子がみられるようになりました。

「交流及び共同学習」の回を重ねるうちに、Fさんの家に直接遊びに行く友達もできました。外出を余り好まなかったFさんですが、自宅近くのスーパーへお母さんと出かけることが増え、お母さん自身も「交流及び共同学習」の成果を実感しています。



(6) 縦のつながりで一貫した支援を

□指導方針・指導内容が変わらずに

「個別的教育支援計画」は、社会参加や自立を見通した長期・短期の目標設定が行われ、学校の指導は、様々な分野の関係機関の支援と連携しながら行われます。そのため、幼児児童生徒の成長や入学・進学、転校など場が変わっても一貫した指導が行われていきます。

□「個別的教育支援計画」と進路指導の位置付け

中・高等部では「進路指導（教科指導と関連）」と「現場実習（作業学習と関連）」、「進路にかかわる相談」等により進路指導が構成されています。これらの進路指導が「個別的教育支援計画」と関連付けながら行われ、特に地域の社会福祉のサービスや医療、労働などの関係機関とも連携しながら進められることが望めます。

□必要な場合には「個別の移行支援計画」の作成を

就労に向けての支援において、関係機関との連携や実習の計画、評価など、進路にかかわる詳細な計画が必要な場合には「個別の移行支援計画」を作成し、活用することが大切です。

策定

□「乳幼児期から学校卒業まで一貫性をもたせましょう

・就学前の関係機関と「個別の支援計画」「療育プログラム」などを引き継ぎながら十分な連携をとることが大切です。また、卒業後も関係機関と「個別的教育支援計画」を用いながら実態や支援状況などを引き継ぎましょう。

活用

□校内支援体制を整備しましょう

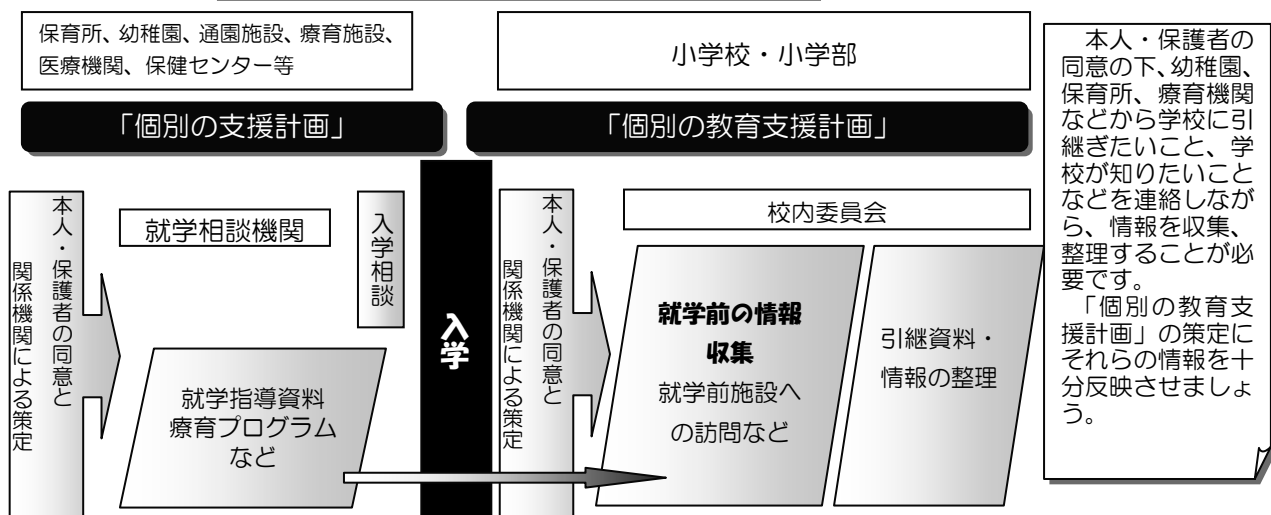
・校内の引き継ぎを確実なものにするためには、校務分掌や校内委員会などの体制を整えておくことが重要です。特に保護者と担任や関係機関との連絡・調整を担う特別支援教育コーディネーターの役割を明確にして、効果的な運用を心掛けましょう。

充実

□年度末・始めの予定を計画しましょう

・3月中には1年間の支援の評価をするとともに次年度の支援の対応準備が必要です。会議には次年度の担当者を含めるなど参加者の工夫も大切です。おおよその支援方針や年度を超えて継続する支援は3月中の決定が望めます。

就学前の関係機関などとの引き継ぎを





策定と活用の実際

Gさんは特別支援学校高等部（訪問教育）に入学しました。日常の介助は母親が主に担当しています。右の図はGさんの「個別の教育支援計画」の支援マップの変化です。随時、加除・修正を行い、更新していきます。

高等部1年

入学当初は、訪問教育（週3回、午前中）の他は母親と過ごす時間が多かったのですが、担任の紹介で訪問の入浴サービスを受けることになりました。また、入浴を担当している方のつながりで、^{はいだん}排泄を行う看護サービスを利用することになりました。その結果、母親の負担を軽減することにつながりました。

高等部2・3年

Gさんの卒業後の生活を見据えて、様々な関係機関を利用することになりました。

学校では、訪問教育だけでなく、人とのかわりを広げるため高等部との交流の機会や、進路指導部から利用できる関係機関の情報を提供しました。

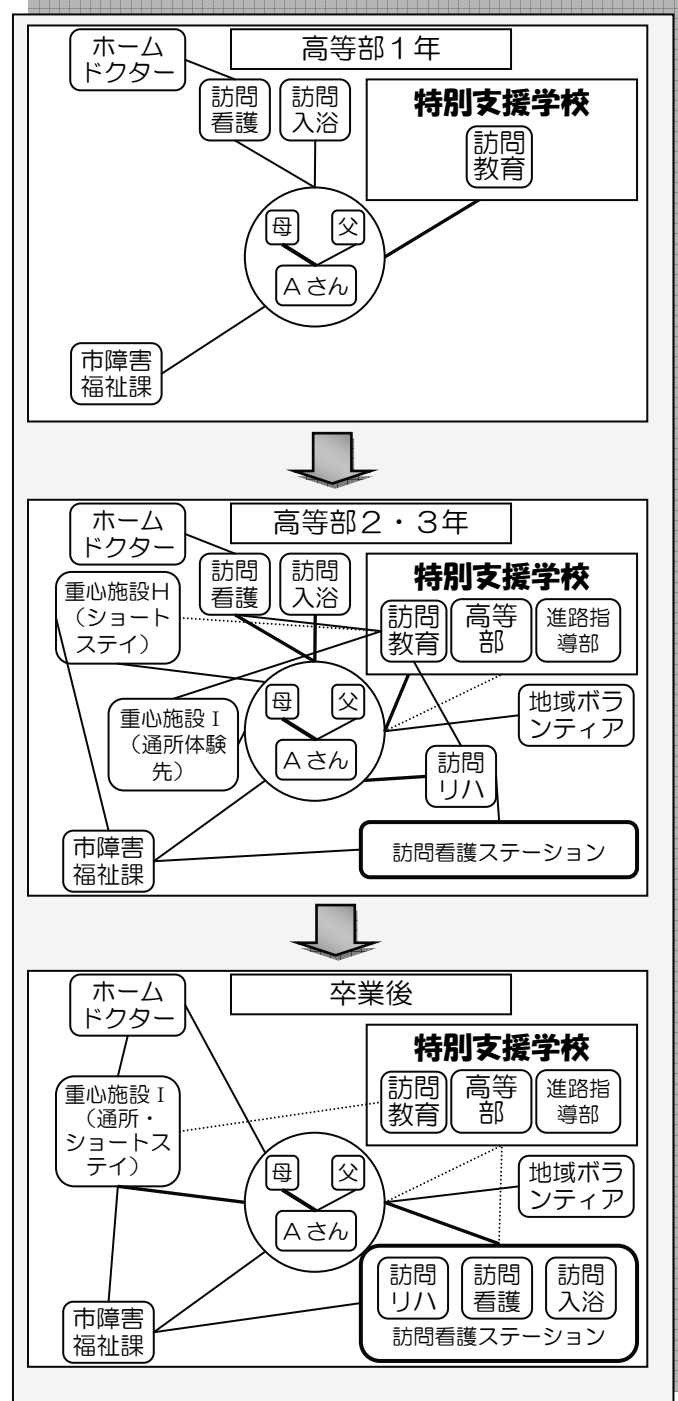
また、余暇時間の充実のために、外出時に地域ボランティアの利用も始めました。

卒業後の生活を見通し、体験として重症心身障害者施設Ⅰを2日間利用しました。また、母親の負担の軽減を考え、ショートステイ先として別の重症心身障害者施設Ⅱも利用しました。

卒業後

訪問サービスの利用は「訪問看護ステーション」に、通所とショートステイ先も1カ所に絞り、Gさんの体調管理や医療的ケアの連携もスムーズになりました。

卒業後も在学中の関係機関と連携（継続）したことにより、就学中からのGさんと保護者のニーズを把握することができ、一貫した支援が実現しました。



卒業後の利用を見通して

卒業後の生活では、ライフステージごとに利用する関係機関も様々です。障害者職業センター、障害者総合相談支援センターなど就労に関する機関や、定期検診を受けられる医療機関、生涯学習の場など、在学中から「将来の生活」について情報を提供するとともに、つながりをもつことが大切です。

Ⅲ 「個別の教育支援計画」を活用した取組の実際

1 「個別の教育支援計画」の策定と支援の開始・評価まで

◆◆小学校の特別支援学級に在籍することになったKくんのケース◆◆

初めて担任になりました。Kくんやお母さんの願いにこたえられるように、いろいろな方と協力しながら、頑張っていこうと思います。



J先生



Kくん



お母さん

初めての学校生活。一人で学校に行けるようになってほしいです。Kのことを学校が理解してくれるかどうか不安です。

まずは子どものことをよく知りましょう。

Research

◆「個別の教育支援計画」の説明と策定の同意

◆ニーズの把握と情報収集

4月

①入学



J先生

初めて担任になったJ先生は、保護者から今後の学校生活に対する不安や将来の願いについて話を聞きました。

校内の特別支援教育コーディネーターや近隣の特別支援学校、特別支援教育センター等に、「個別の教育支援計画」の策定までの手続きについて相談します。

②家庭訪問



Kくんの発達や成長を、複数の関係者で話し合うことの重要性や、「個別の教育支援計画」の説明、定期的な支援会議を行うことを確認しました。また、同意書・委任状などと一緒にアンケート用紙に本人や家族のニーズを記入してもらいました。

策定や活用に関する承諾が得られたら、就学前の関係機関から「療育プログラム」等を収集し、実態や経過などに関する資料の整理を行いましょ。

③校内委員会

校内委員会を開き、学校内で共通理解を図ります。

本人の実態把握や課題、本人・保護者の願い等の共通理解を図ります。また、支援会議に参加するメンバーの決定も併せて行います。

④支援会議



特別支援教育コーディネーターが窓口となり支援会議の開催に向けて連絡・調整します。

みんなで計画づくり。夢を語り合いましょ。

Plan

◆支援会議
◆支援の目標の設定

場 所：学校の教室

時 間：7月〇日(△)16:00~17:30

参加者：Kくんの母親、J先生、小学校コーディネーター、特別支援学校のコーディネーター、卒園した保育園の担任

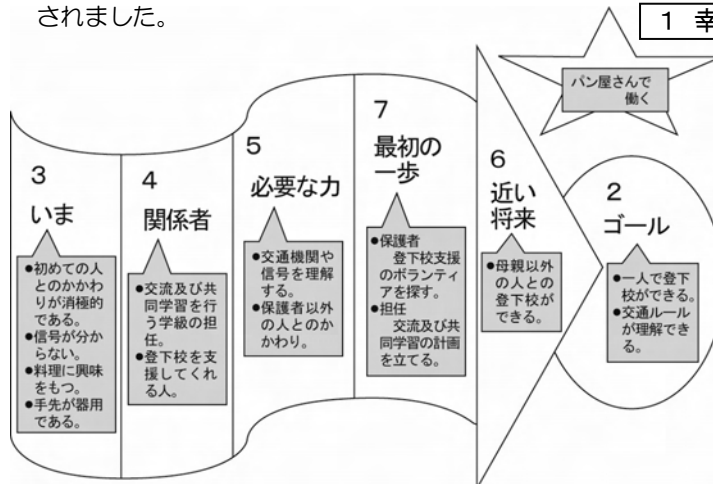
参加できなかった方：主治医の先生

会議の内容：参加者自己紹介、Kくんの長期目標の設定に向けて(長期目標を受け)今年度の短期目標の設定等

入学して1年間は、保護者の不安を考慮し、保育園の先生にも支援会議に参加していただきました。具体的な指導の方法や入学後のKくんの成長について話していただくことが期待できそうです。

支援会議では、PATH による話し合いがされました。

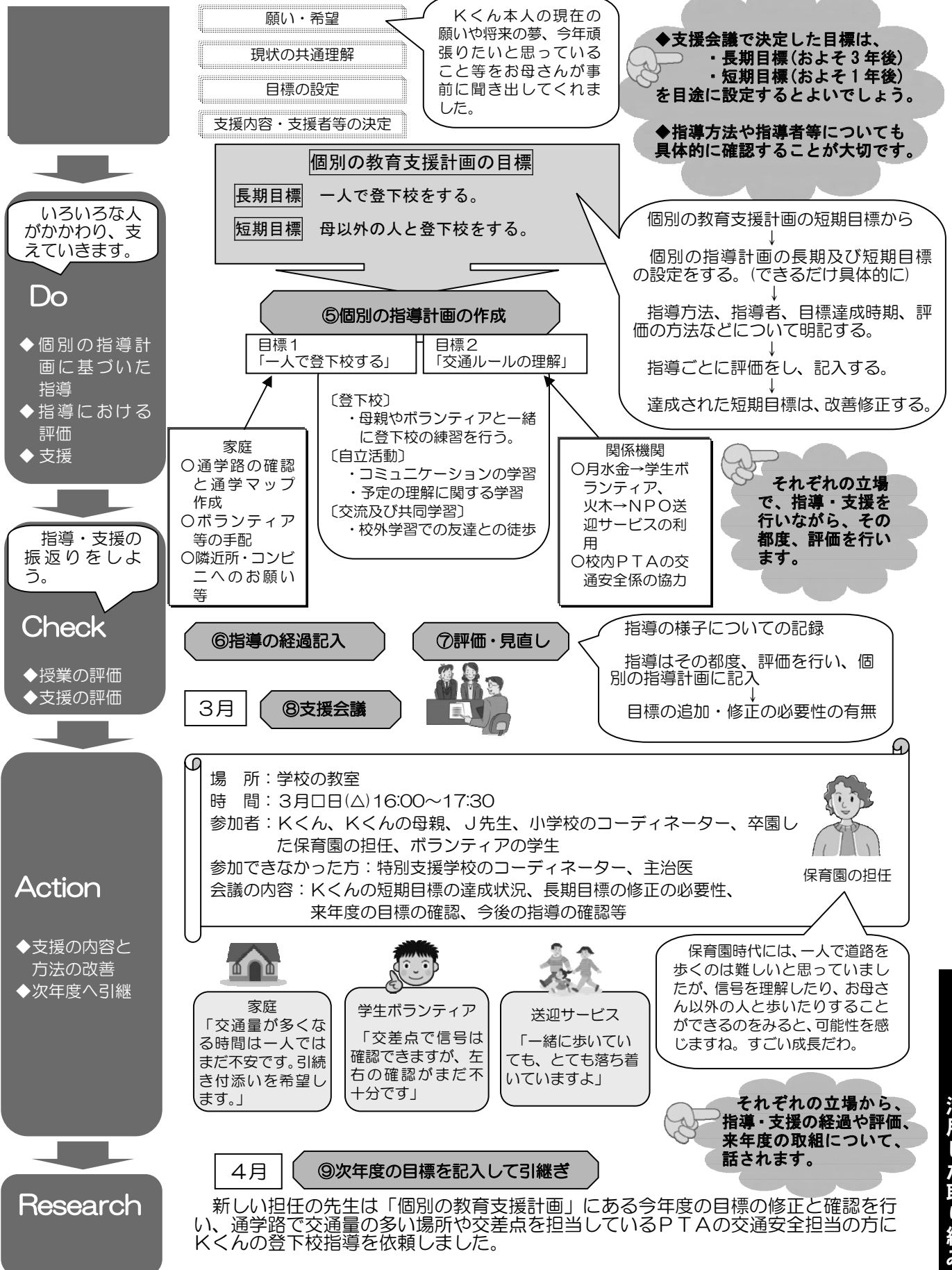
1 幸せの一番星



J先生

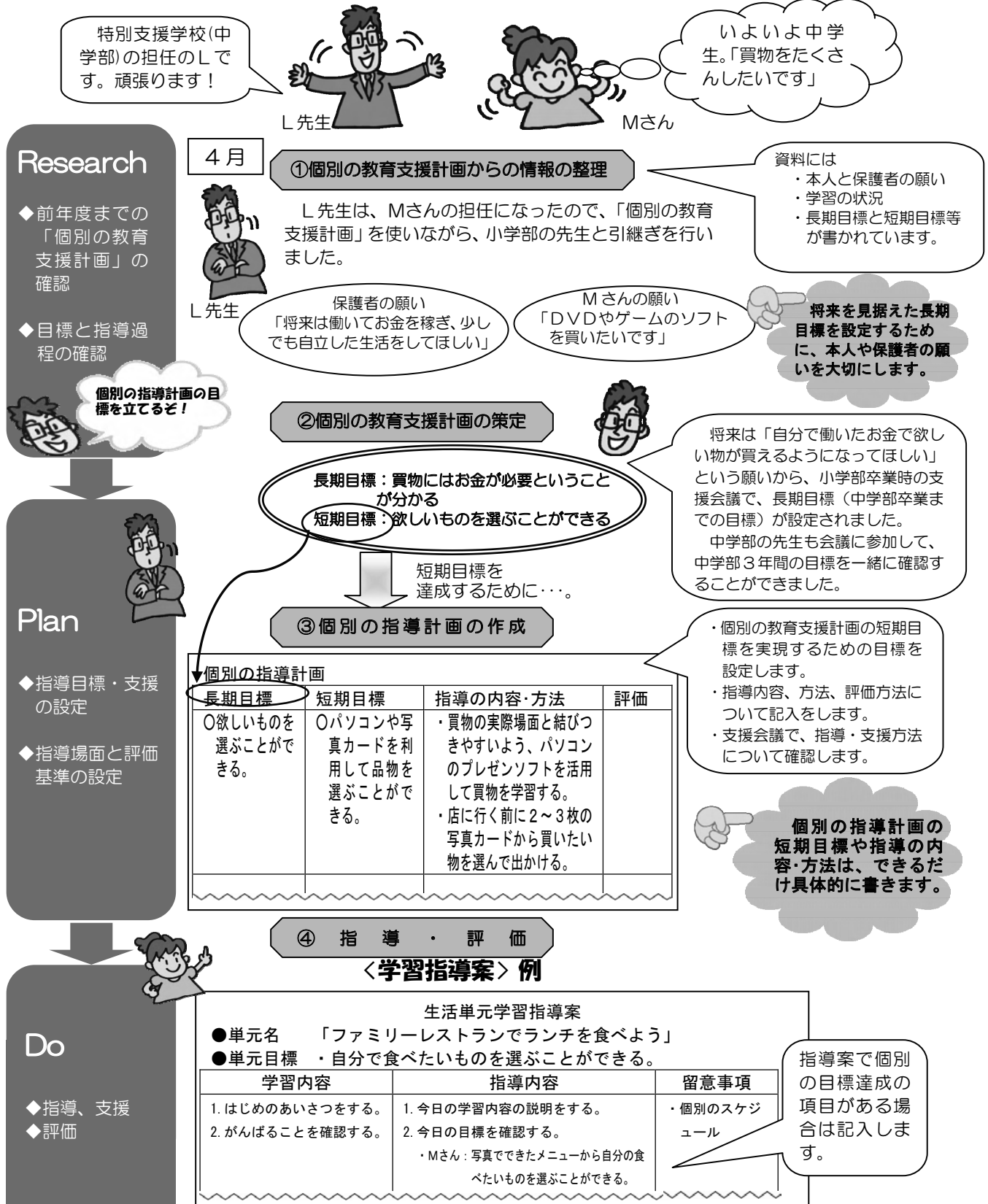
私は『最初の一步』で、「個別学習の計画」「交流先の学級での活動計画」を立てます。

『最初の一步』としてまず私は、「登下校の支援をしてくださる方」を探します。



2 「個別の教育支援計画」を生かした授業の取組

◆◆特別支援学校の小学部から中学部へ進学したMさんのケース◆◆



⑤ 指導・評価

＜個別の指導計画＞例

個別の指導計画		することにしました 動画を有効に使 Eさんが興味をも うにしました。																				
●短期目標①「店内で品物を選ぶことができる」																						
指導場面	個別の課題学習（月、木 3校時目）																					
指導者	担任 L教諭																					
指導内容	○パソコン画面を使って自分の欲しい物を選ぶことができる。 ・プレゼンソフトを使って、品物の写真を4枚示す。 ・動画を使用して、生徒の目の位置から見えるお店の商品配列の様子を見せる。 ・第1段階：2枚の写真から品物を選んで、クリックすることができる。																					
指導方法 と評価	<table border="1"><tr><td>日</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		日	/	/	/	/	/	/	/	/	/										
	日	/	/	/	/	/	/	/	/	/												
◎＝ひとりできた ○＝声がけできた △＝教師と一緒にできた																						
	第2段階：4枚の写真から品物を選んでクリックすることができる。																					
	<table border="1"><tr><td>日</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		日	/	/	/	/	/	/	/	/	/										
日	/	/	/	/	/	/	/	/	/													
	◎＝ひとりできた ○＝声がけできた △＝教師と一緒にできた																					
評価																						

実際の店で買物ができるようにすることを目指して、パソコンで学習をすることにしました。
動画を有効に使って、Eさんが興味をもてるようにしました。



指導ごとに評価を行います。
そのため、評価基準を設けておくことが必要です。

学習活動をお店で行う場合、お店の方に、指導の目標や目的などを事前にお伝えしておきます。

Check

- ◆授業の評価
- ◆指導、支援の評価



学校の先生が、来週から買物学習を行うことを知らせてくれました。Mさんの自立した生活を目指して、一人でできることは見守るよう、店内で共通理解をしました。

コンビニエンスストアの店員さん

⑥今年度の指導結果の確認と次年度の目標決定（支援会議）

●支援内容・機関等				
支援の目標	支援内容	支援機関・連絡先	評価時期	評価
①店内で品物を選ぶことができる。	・パソコンを使用して学習を進める。 ・店に行く前に、買いたい物を決めて出かけるようにする。	学校 L教諭	2月末	・動画を使うことで、興味をもって学習に取り組みました。 ・店内の品物から自分で欲しい物を選べるようになりました。

繰り返して出かけることで、お店の方に生徒の実態を理解していただくことが期待できます。
地域生活を豊かにする第一歩となります。

支援会議で、指導の結果について報告・確認し、次年度の目標や、長期目標の修正の有無について、話し合います。

Action

- ◆次年度への引継
- ◆目標の改善

目標が達成されたことで、次年度の個別の教育支援計画の短期目標は、「頼まれた物を買ってくるができる。」と設定されました。

Research

- ◆目標の確認
- ◆次年度の取組

できることが増えてきています。少しずつMさんが社会参加する姿が見えてきたぞ。



できることが増えて、いろいろな人がほめてくれたよ。もっと頑張ります。

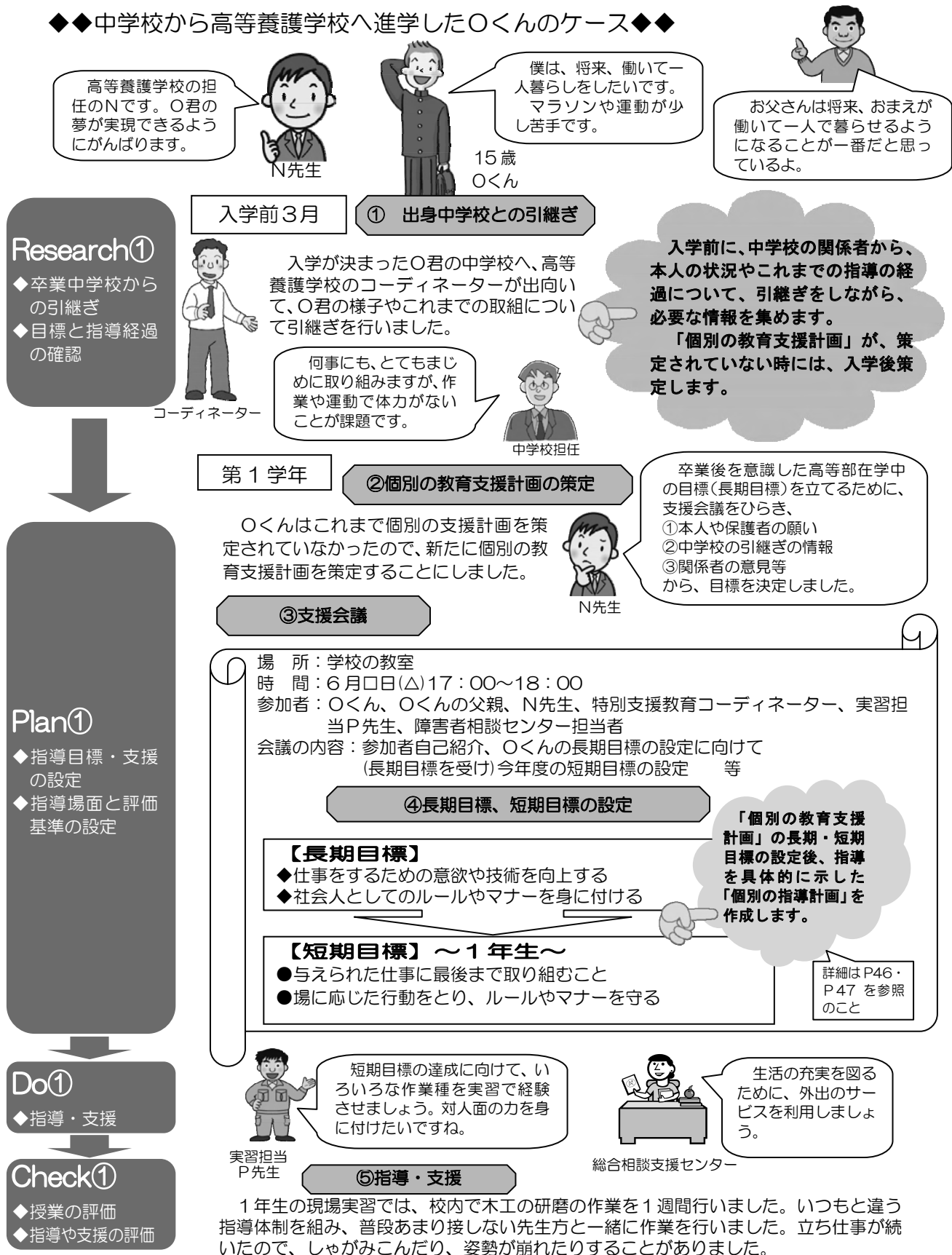


家庭では、出かけるのを余り好まなかったMでしたが、母親と一緒に買物に行くようになりました。お小遣いで、自分の食べたいおやつを買う様子が見られるようになりました。

「個別の教育支援計画」を活用した取り組み

3 卒業に向けて「個別的教育支援計画」を活用した取組

◆◆中学校から高等養護学校へ進学したOくんのケース◆◆



Action①

- ◆1年間の評価
- ◆次年度の修正等

Research②

- ◆目標と指導過程の確認

Plan②

- ◆指導目標・支援の設定

Do②

- ◆指導・支援

Check②

- ◆授業の評価
- ◆指導や支援の評価

Action②

- ◆次年度への引継ぎ
- ◆1年間の評価
- ◆次年度の修正等

Research③

- ◆目標と指導過程の確認

Plan③

- ◆指導目標・支援の設定

Do③

- ◆指導・支援

Check③

- ◆授業の評価
- ◆指導や支援の評価

Action③

- ◆就労先への引継ぎ

⑥支援会議、短期目標設定

会議の内容：短期目標の達成状況、(反省を受け)次年度の短期目標の設定等



作業中に疲れるとしゃがみこむことがありました。次に何をしたらよいかわからないと、作業が中断してしまいます。

実習担当 P先生

作業中の様子から、長時間の作業ができるような体力を付けること、困った時にお願いや質問ができるコミュニケーションの方法を身に付ける必要があるようです。



N先生

【短期目標】～2年生～

- 1時間以上の仕事に集中して取り組む
- 相手の気持ちを考え、場に応じた発言ができる



週末には外出を楽しむようになり、余暇時間も充実してきました。

⑦指導・支援

2年生の現場実習(前期)は、クリーニング店で行いました。あいさつや返事は大きな声でできましたが、慣れない人が多かったため、報告などが難しかったようです。

後期は農場実習を行いました。外での作業でしたが、体力もついてきたようで、暑い中でも仕事に3時間ほど継続して取り組むことができました。

「指導・支援」では、定期的に実習先の担当者と連絡を取り、連携を深めます。

一人で取り組む仕事はとていいですね。重い荷物を持つ時に困っている時が多かったです。

クリーニング工場長

農場長

他のパートの方とも休憩時間に話をする事も見られました。一日中、立ち仕事もできていました。

O君の適性や性格などを考慮しながら就労先としての実習先を探します。



実習担当 P先生

⑧支援会議、短期目標設定

会議の内容：短期目標の達成状況、次年度の短期目標の設定等



公共職業安定所担当者

自分の適性に合った、進路選択と一緒に考えていきましょう。

卒業後の雇用も見据え、実習中の成果と課題を伝えていきます。



スーパー店長

【短期目標】～3年生～

- 複数の仕事のやり方を覚えて取り組む
- 相手の気持ちを考え、思いやりのある行動をとる

⑨指導・支援

3年生の現場実習は、卒業後の就労を前提としたスーパーで行いました。

指示通りに商品を並べたり、運んだりする仕事ができるようになりました。休憩時間にパートの方から話しかけられると、笑顔で応答できるようになってきました。



N先生

スーパーの店長が、仕事の様子を細かく見て、連絡してくれます。

⑩支援会議、短期目標設定

場所：学校の教室

時間：3月〇日(△)17:00～18:00

参加者：Oくん、Oくんの父親、N先生、コーディネーター、スーパー店長、障害者相談センター担当者、公共職業安定所担当者

会議の内容：短期目標、長期目標の達成状況、今後の課題、卒業後の計画等



卒業後、不安なことがあればいつでも連絡をください。



卒業までにスーパーの指導担当の方に、Oくんのできることを伝える書類等の準備をしました。

就労してしばらくは、定期的にスーパーへ巡回指導するようにしました。

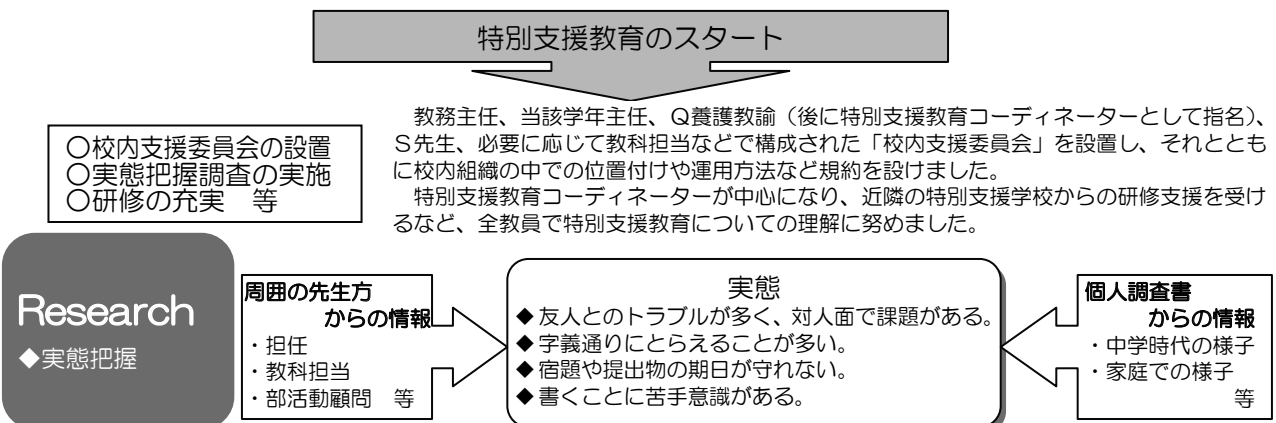
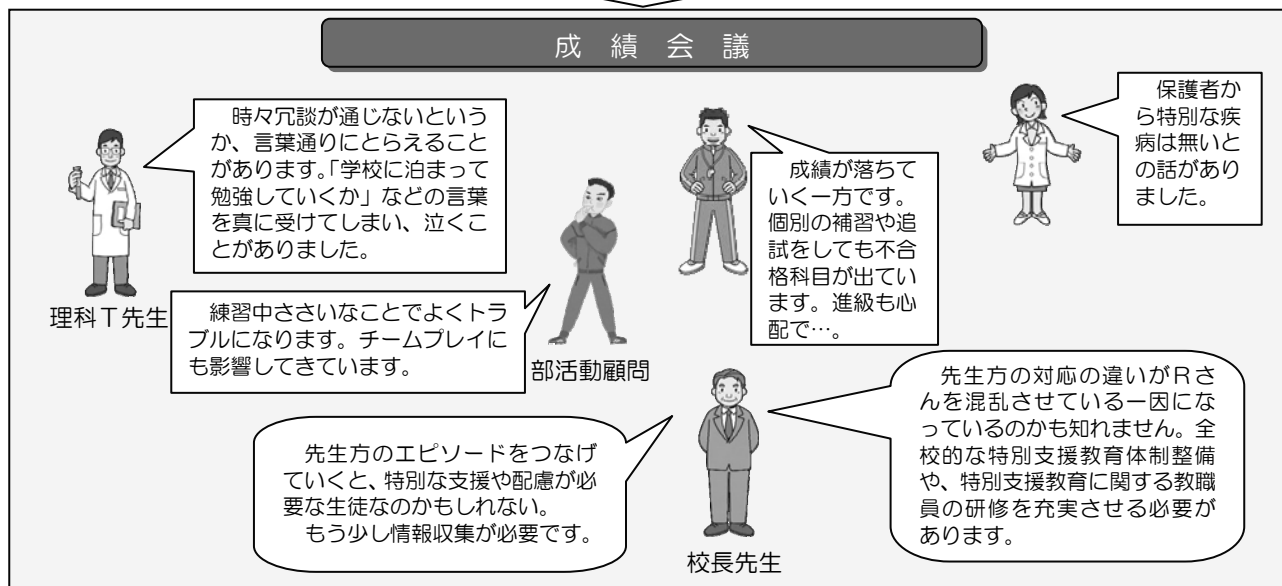
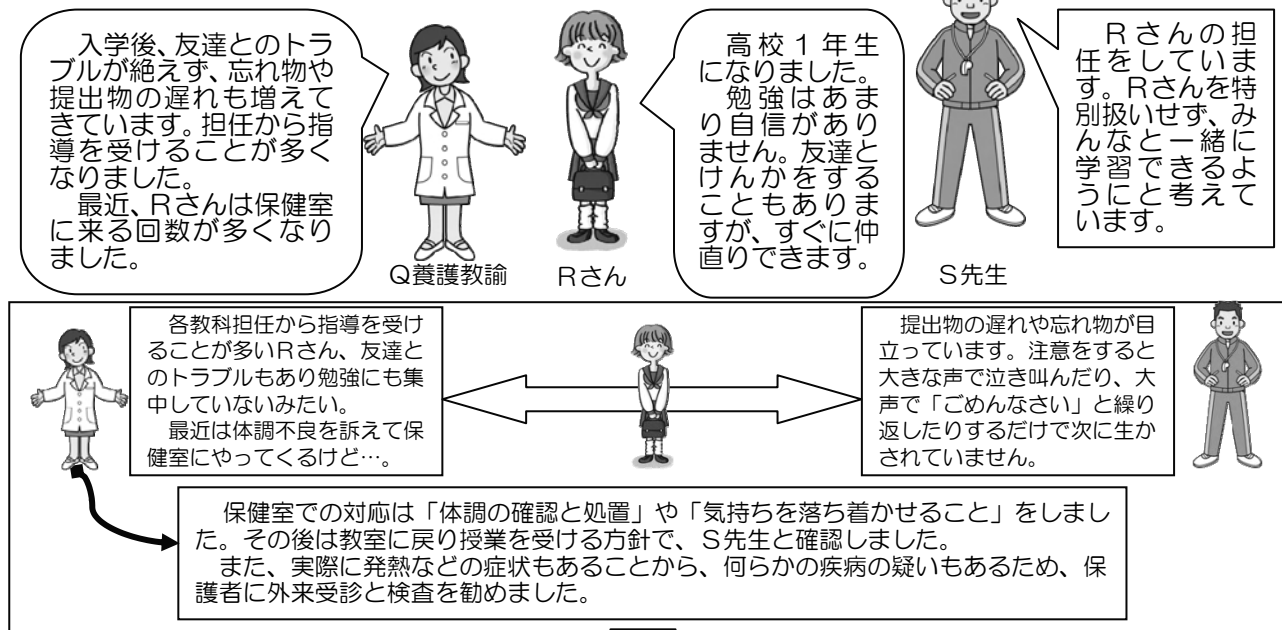


3年間の指導の成果や本人の得意、不得意な点を就労先へ伝えます。

「個別の教育支援計画」を活用した取り組み

4 高等学校での「個別的教育支援計画」の策定と活用の例

◆◆高等学校に入学したRさんのケース◆◆



Plan

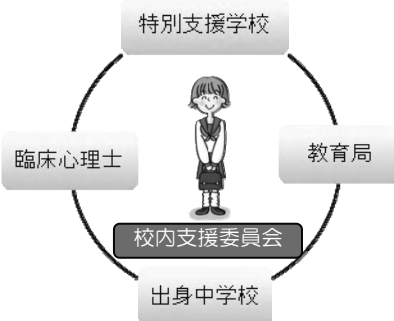
◆「個別の教育支援計画」策定

校内組織などの見直しをして、全校的にRさんの支援体制が整いました。
Q養護教諭は、これからの学校生活や卒業後を見通して、いろいろな人からの意見をいただきたいと考え、「個別の教育支援計画」について本人・保護者に説明（同意を得て）し、策定することにしました。

特別支援学校のコーディネーターにも策定段階から積極的にかかわっていただき、連携の第一歩となりました。また、特別支援教育を進める上で、先生方の「共通理解」が重要であるとのアドバイスを受けました。

「個別の教育支援計画」の策定

策定にかかわった関係機関



長期目標「計画的に物事を進めることができる」
短期目標「宿題や提出物を期日までに出す」

関係機関の役割分担

- 特別支援学校
定期的に学校の様子や近況を聞きながらアドバイスしています。
- 教育局
地域の教育相談事業として専門家チームの派遣をしています。
- 出身中学校
学習状況、友人関係、部活動、家庭の様子など中学生の頃の情報や、かかわり方のアドバイスをしています。
- 臨床心理士
ストレスマネジメント、ソーシャルスキルトレーニングを実施しています。
- 校内支援委員会
学習支援、校内内規の整備、メンタルヘルスなど校内の役割分担をしながら支援しています。

Do

◆支援の開始

【特別支援学校からのアドバイス】
担任と教科担任間の共通理解と連携を図るため、授業後に単票（個別の授業記録）を記入し、集約・回覧するシステムを提案しました。
保護者と学校でRさんの様子を共通理解するために、電話連絡だけではなく、「連絡帳」を用いることを提案しました。そのことで学校と家庭の様子が双方に伝わりました。

短期目標「宿題や提出物を期日までに出す」
指導場面では…
□教室の月予定表に提出期日を明示する。
□授業の最後に提出物と期日をノートに記入。
□課題に対して、個別的な取組を行う。
□作文は、具体的な短い質問（何が書いてあったか等）を会話に入れながらメモをとらせ、それをつなぎ合わせるなどの指導の工夫をする。
□宿題は、書くことに対しパソコンの使用を許可。

Check

◆支援会議

場所：学校の教室 時間：3月△日（□）17:00～18:00
参加者：Rさん、Rさんの両親、校内支援委員会、部活動顧問、特別支援学校のコーディネーター
参加できなかった方：臨床心理士
会議の内容：Rさんの学習と単位取得の状況、ソーシャルスキルトレーニングの報告（事前に臨床心理士とQ養護教諭が打合せを行う）、来年度の目標の確認、今後の指導の確認等

特別支援教育に対する取組が、保護者や地域の方からも理解され、学校評価としても表れました。

年度替わり

Action

◆支援会議

場所：学校の教室 時間：4月△日（□）17:00～18:00
参加者：Rさん、Rさんの両親、校内支援委員会、新年度の教科担当、特別支援学校のコーディネーター、臨床心理士、部活動顧問
会議の内容：Rさんの学習と配慮事項（指導の工夫点）の確認、今年度の目標の確認、今後の指導の確認等

先生方と実態や配慮事項が共通理解できたことで、Rさんも学習や部活動に楽しく取り組めるようになりました。

「個別の教育支援計画」を活用した取り組み

引用文献

- 1) 北海道教育委員会(2005)個別の教育支援計画モデル
<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/tkk/kobetsunokyokuikushienkeikaku.htm>
- 2) 北海道教育委員会(2006)個別の教育支援計画 FAQ
<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/tkk/kobetsunokyokuikushienkeikakuFAQ.htm>

参考文献

- 1) 安藤正紀(2006)小・中学校への導入の方法—神奈川県の子どもの個別の支援計画の例を中心に—。特別支援教育研究, 586, 12-15.
- 2) 安藤隆男(2005)特別支援教育における評価の在り方について—個別の指導計画作成の現状から個別の教育支援計画を展望して—。肢体不自由教育, 167, 12-19.
- 3) 群馬県総合教育センター(2001) 新しく特殊学級等の担任になった人のための Q&A 101+4. 特殊教育指導資料 第14集(改訂版).
<http://www.center.gsn.ed.jp/kodomo/tokubetu/siryou/shiryou14/index14.htm>
- 4) 平田幸宏(2007)“顔の見える”ネットワークづくりへ。特別支援教育の実践情報, 115, 12-13.
- 5) 北海道網走養護学校(2007)「個別の教育支援計画」の作成・運用の実践的研究—「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」相互の充実。研究集録。
- 6) 北海道庁(1994)北海道個人情報保護条例(平成6年3月31日交付).
<http://www.police.pref.hokkaido.jp/koukai/soumu/soumu/somu-09.htm>
- 7) 北海道今金高等養護学校(2007)プロジェクト研究「個別の教育支援計画」等。研究紀要「創」, 9.
- 8) 北海道教育委員会(2007)道立学校における個人情報の取扱い。(平成19年7月12日通知)
- 9) 北海道教育委員会(2006)北海道特別支援教育の在り方について(第1次報告)。
- 10) 北海道教育委員会(2007)北海道特別支援教育の在り方について(第2次報告)。
- 11) 北海道教育委員会(2007)幼稚園、小学校、中学校、高等学校等における個別の教育支援計画の策定と活用。個別の教育支援計画リーフレット。
http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/tkk/kobetushien_leaflet
- 12) 北海道立特別支援教育センター(2007)特集 北海道の特別支援教育の新たな段階。特別支援教育ほっかいどう, 9.
- 13) 北海道立特殊教育センター(2006)特集 校内支援体制を改善し、充実するために。特別支援教育ほっかいどう, 7.
- 14) 北海道立特殊教育センター(2007)特集 北海道の特別支援教育の充実と発展。特別支援教育ほっかいどう, 8.
- 15) 北海道立特殊教育センター(2007)校内支援体制の改善・充実を図るためのツールとその活用。研究紀要, 20.
- 16) 北海道立特殊教育センター(2005)特別な教育的ニーズのある児童生徒への教育用コンテンツの効果的な活用。研究紀要, 18.
- 17) 北海道立特殊教育センター(2005)幼稚園、小・中学校、高等学校等が活用できる盲・聾・養護学校のセンター的機能。研究紀要, 18.
- 18) 福井県立清水養護学校(2007)一人一人のニーズに応える特別支援教育の在り方: 個別の教育支援計画。研究集録, 27.
- 19) 石塚謙二(2005)「個別の教育支援計画」の策定・実施・評価。発達遅延と教育, 575, 4-6.
- 20) 香川邦生(2005)個別の教育支援計画の作成と実践。教育出版。
- 21) 神奈川県立総合教育センター(2006)教育相談コーディネーターハンドブック「チームアプローチ&ネットワーキングハンドブック(教育相談コーディネーターのためのQ&A集)」改訂版。
- 22) 神奈川県教育委員会(2006)支援が必要な子どものための「個別の支援計画」～「支援シート」を活用した「関係者の連携」の推進～(改訂版)。

- 23) 京都市立総合養護学校(2005)個別の包括支援プラン実践マニュアル.
- 24) 京都市立総合養護学校(2005)個別の包括支援プラン作成マニュアル.
- 25) 松岡勝彦(2006)個別の教育支援計画と個別の指導計画の関連. 特別支援教育研究, 586, 8-11.
- 26) 三田地真美・堀公俊(2007)「連携づくり」ファシリテーション. 金子書房.
- 27) 宮城県立養護学校岩沼高等学園(2005)生徒一人一人の社会参加・職業自立を目指した移行支援の在り方:「個別の教育支援計画」の活用を通して. 研究集録, 3.
- 28) 宮崎英憲(2004)個別の教育支援計画に基づく個別移行支援計画の展開. ジアース教育新社.
- 29) 宮崎英憲(2006)個別の教育支援計画策定の基本的考え方と実践上の課題. 特別支援教育研究, 586, 4-7.
- 30) 文部科学省(2004)学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針. (平成 16 年 11 月 11 日公示).
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/16/11/04111602.htm
- 31) 文部科学省(2007)平成 18 年度幼稚園、小学校、中学校、高等学校等における LD、ADHD、高機能自閉症等のある幼児児童生徒への教育支援体制整備状況調査結果について. (平成 19 年 3 月通知).
- 32) 文部科学省「情報の漏えい等の防止についての関連情報」.
http://www.mext.go.jp/b_menu/koukai/kojin/info.htm
- 33) 文部科学省(2007)情報管理体制チェックリストの参考例.
http://www.mext.go.jp/b_menu/koukai/kojin/info.htm
- 34) 内閣府(2002)重点施策実施5ケ年計画(平成 14 年 12 月決定).
- 35) 内閣府(2002)障害者基本計画(平成 14 年 12 月決定).
- 36) 21 世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議(2001) 21 世紀の特殊教育の在り方について(最終報告)(平成 12 年答申).
- 37) 西牧謙吾(2006)個別の教育支援計画の目指すもの. 特別支援教育研究, 586, 2-3.
- 38) 大分県立臼杵養護学校(2007)一人ひとりの児童生徒の将来を見通したビジョンに基づく、小中高一貫した指導体制を構築するための「個別の教育支援計画」の作成. 研究紀要.
- 39) 坂井聡(2007)学校から地域へ支援をつなぐ個別の教育支援計画. 特別支援教育研究, 600, 10-13.
- 40) 佐賀県教育委員会(2007)特別な教育的支援が必要な子どものためのガイドブック.
- 41) 埼玉大学附属養護学校研究報告. <http://www.saitama-u.ac.jp/fuyou/>
- 42) 札幌市教育委員会(2007)特別支援教育ハンドブック.
- 43) 特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議(2003)今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)(平成 15 年 3 月答申).
- 44) 東京都知的障害養護学校就業促進研究協議会(2003)個別移行支援計画 Q&A 基礎編. ジアース教育新社.
- 45) 山口県教育委員会(2007)「個別の教育支援計画」Q&A 及び記入例.
- 46) 山梨県教育委員会(2005)「個別の教育支援計画」作成の手引き.
- 47) 全国特殊学校長会(2004)盲・聾・養護学校における「個別の教育支援計画」「全国特殊学校長会 中間まとめ」ビジュアル版. ジアース教育新社.
- 48) 全国特殊学校長会(2002)障害児・者の社会参加をすすめる個別移行支援計画. ジアース教育新社.
- 49) 全国特別支援学校長会(2007)小・中学校等における「個別の教育支援計画」の策定と活用. ジアース教育新社.
- 50) 全国特殊学校長会(2005)地域・家庭・学校のためのよくわかる「個別の教育支援計画」Q&A. ジアース教育新社.

抄 録

分 類 記 号	主 題 名	特別支援学級・特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の支援の充実に関する研究 「個別の教育支援計画」の策定と活用	
I 1 - 0 1			
北海道立特別支援教育センター		平成20年 3 月	3 0 ページ
本研究では、特別支援教育の体制整備のための重要な取組の一つにあげられる「個別の教育支援計画」の策定と活用の充実に向け、その視点を明らかにした。 研究に当たって、「個別の教育支援計画」に関する文献、資料、事例の収集などを行い、その策定と活用の状況を考察・整理した。さらに、「個別の教育支援計画」を有効活用するためのポイントを、幼児児童生徒の成長を支える家庭や学校、社会という視点から検討、整理することができた。			
キーワード	特別支援教育、個別の教育支援計画、保護者の参画、関係機関の連携、個人情報の共有、授業へのつながり、交流・共同学習、引継ぎと一貫性		